328.686-Ty997t
1201000082964

鉄道法規類集
第1集
(組織・人事)

国立国会図書館

チキナレ-15

鉄道法規類集

第一集

（組織・人事）

328.6
Ty997t

禁電

中央書院

鉄道法規類集

第一集

（組織・人事）

中央書院

328.686 Ty997t

総目次

組織

日本国有鉄道法……一
日本国有鉄道組織規程……二五
鉄道管理局における事務分掌の基準に関する規程……五五
運輸支配人の駐在地等に関する規程……七九
運輸総局輸送分室設置規程……八一
駐在輸送長の執務について……八三
営業支配人の名称、駐在地等に関する規程……八五
地方営業事務所における事務分掌の基準に関する規程……八七
地方経理事務所における事務分掌の基準に関する規程……九〇

328.686-Ty997t
＊　＊
国立国会図書館
27.7.31
271321

人事

日本国有鉄道職員及び試用員採用規程……九三
鉄道の運転に関係のある従事員の考査その他に関する取扱手続……九五
乗客掛及警備掛採用規程……一〇〇
駅構内従事員採用規程……一〇三
信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ職務ヲ本務員以外ノ係員ヲシテ担当セシムル場合ノ取扱方……一〇五
車掌区従事員採用規程……一〇七
電信掛採用規程……一〇九
機関区従事員採用規程……一一一
電車区従事員採用規程……一一五

日本国有鉄道法

昭二三・一二・二〇　法二五六

改正
昭二四・三・一　法一五
同二四・五・一四　同一四七
同二五・五・一三　同一六〇
同二五・一二・一　同一六九
同二五・一二・一五　同一六八
同二五・一二・一六　同一七九
同二六・一・一九　同二一一
同二六・一・二二　同二一二

目次

第一章　総則（第一條―第八條）……二
第二章　監理委員会（第九條―第十七條）……三
第三章　役員及び職員（第十八條―第三十五條）……六
第四章　会計（第三十六條―第五十一條）……一〇
第五章　監督（第五十二條―第五十四條）……一九
第六章　罰則（第五十五條）……二〇
第七章　雑則（第五十六條―第六十三條）……二一
附則……二三

第一章　総　則

（目　的）

第一條　国が国有鉄道事業特別会計をもつて経営している鉄道事業その他一切の事業を経営し、能率的な運営により、これを発展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本国有鉄道を設立する。

（法人格）

第二條　日本国有鉄道は、公法上の法人とする。日本国有鉄道は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十五條又は商事会社その他の社團に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に定める商事会社ではない。

（業　務）

第三條　日本国有鉄道は、第一條の目的を達成するため左の業務を行う。

一　鉄道事業及びその附帯事業の経営

二　鉄道事業に関連する連絡船事業及びその附帯事業の経営

三　鉄道事業に関連する自動車運送事業及びその附帯事業の経営

四　前三号に掲げる業務を行うのに必要な採炭、発送電及び電気通信

五　前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要な業務

2　日本国有鉄道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に関する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

（事務所）

第四條　日本国有鉄道は、主たる事務所を東京に置く。

2　日本国有鉄道は、必要な地に従たる事務所を置く。

（資本金）

第五條　日本国有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年五月三十一日における国有鉄道事業特別会計の資産の價格に相当する額とし、政府が全額出資するものとする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、日本国有鉄道に追加して出資することができる。この場合において、日本国有鉄道は、その出資により資本金を増加するものとする。

（非課税）

第六條　都道府縣、市町村その他これ等に準ずるものは、日本国有鉄道に対しては、地方税を課することができない。但し、鉱業税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

（登　記）

第七條　日本国有鉄道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用に関する規定）

第八條　民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本国有鉄道に準用する。

第二章　監理委員会

（監理委員会の設置）

第九條　日本国有鉄道に監理委員会を置く。

（監理委員会の権限及び責任）

第十條　監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成する

ため、日本国有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

（監理委員会の組織）

第十一條　監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2　監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3　監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第十二條　監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣く経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3　内閣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかつたときは、内閣は、第十四條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

4　左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁こ又は懲役に処せられた者

三　国務大臣、国会議員、政府職員、（人事院の指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共團体の議会の議員

四　政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当したものを含む。）

五　日本国有鉄道に対し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）

六　前号に掲げる事業者の團体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。）

（委員の任期）

第十三條　委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

3　日本国有鐵道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

（委員の罷免）

第十四條　内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（委員の報酬）

第十五條　委員は、名誉職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

（議決方法）

第十六條　監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2　監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3　可否同数のときは、委員長が決する。

4　監理委員会は、日本国有鉄道の役員又は職員をその会議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5　総裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明することができる。

（公務員たる性質）

第十七條　委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2　委員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）は適用されない。

第三章　役員及び職員

（役員の範囲）

第十八條　日本国有鉄道の役員は、総裁、副総裁及び理事とする。

（役員の職務及び権限）

第十九條　総裁は、日本国有鉄道を代表し、その業務を総理する。

総裁は、監理委員会に対し責任を負う。総裁は、第十一條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道を代表し、総裁を補佐して日本国有鉄道の業務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、

総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3　理事は、総裁の定めるところにより、日本国有鉄道を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本国有鉄道の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

（役員の任命及び任期）

第二十條　総裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2　前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3　副総裁は、監理委員会の同意を得て、総裁が任命する。

4　理事は、総裁が任命する。

5　総裁及び副総裁の任期は、各々四年とする。

6　総裁及び副総裁は、再任されることができる。

（役員の欠格條項）

第二十一條　第十二條第二項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

（総裁及び副総裁の罷免）

第二十二條　内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2　第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3　総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は副総裁に職務上の職務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十三條　役員は、営利を目的とする團体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十四條　日本国有鉄道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これ等の者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本国有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

（代理人の選任）

第二十五條　総裁、副総裁又は理事は、日本国有鉄道の職員のうちから、その業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

（職員の地位及び資格）

第二十六條　この法律において日本国有鉄道の職員とは、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第二項に規定する者をいう。

2　第十二條第二項第三号に該当する者は、職員であることができない。

（任免の基準）

第二十七條　職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

（給　與）

第二十八條　職員の給與は、その勤務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

2　職員の給與は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

（降職及び免職）

第二十九條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されること

がない。

一　勤務成績がよくない場合

二　心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三　その他その職務に必要な適確格を欠く場合

四　業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合

（休　職）

第三十條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職されることがない。

一　心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

2　前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

3　第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4　休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

（懲　戒）

第三十一條　職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給、又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律又は日本国有鉄道の定める業務上の規定に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2　停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3　停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4　減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

（服務の基準）

第三十二條　職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本国有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2　職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

（勤務時間の延長、時間外及び休日勤務）

第三十三條　日本国有鉄道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條、第三十五條又は第四十條の規程にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一　災害その他により事故が発生したとき。

二　災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三　列車（自動車、船舶を含む。）が遅延したとき。

（公務員たる性質）

第三十四條　役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2　役員及び職員には、国家公務員法は適用されない。

（公共企業労働関係法の適用）

第三十五條　日本国有鉄道の労働関係に関しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章　会　計

（総　則）

第三十六條　日本国有鉄道の会計及び財務に関しては、本章の定めるところによる。

（事業年度）

第三十七條　日本国有鉄道の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2　日本国有鉄道は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

（計理の方法）

第三十八條　日本国有鉄道は、その事業の経営成績及び財産状態を明らかにするため財産の増減及び異動をその発生の事実に基いて計理する。

（予　算）

第三十九條　日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び当該年度の事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類並びに前前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適当であると認めたときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、国の予算とともにこれを国会に提出しなければならない。

5　前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

6　第一項の予算の形式及び内容については政令で、同項の予算の作成及び提出の手続については大蔵大臣が運輸大臣と協議して定める。

（債務の負担）

第三十九條の二　日本国有鉄道は、歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、債務を負担するには、予め予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

2　日本国有鉄道は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行爲をすることができる。

（予備費）

第三十九條の三　業務取扱数量の増加その他避け難い事由による歳出予算等の不足を補うため、日本国有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

2　日本国有鉄道は、前項の予備費を使用して、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、業務量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

（予算の議決）

第三十九條の四　日本国有鉄道の予算の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算議決の通知）

第三十九條の五　政府は、日本国有鉄道の予算が国会の議決を経たときは、直ちにその旨を日本国有鉄道に通知するものとする。

2　日本国有鉄道は、前項の規程による通知を受けた後でなければ、予算を実施することはできない。

3　政府は、第一項の規定により日本国有鉄道に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算）

第三十九條の六　日本国有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（予算の修正）

第三十九條の七　日本国有鉄道は、前條第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで、第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

（暫定予算）

第三十九條の八　日本国有鉄道は、必要に応じて一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九條第二項から第六項まで、第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、この暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてしたものとみなす。

（予算の実施）

第三十九條の九　日本国有鉄道の予算の実施は、日本国有鉄道の予算に添附して国会に提出した予算実施計画

に定める区分に従うものとする。

第三十九條の十 日本国有鉄道は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十九條の十一 日本国有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

第三十九條の十二 日本国有鉄道は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行爲をし、当該年度内に支拂義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第三十九條の十三 日本国有鉄道は、予備費を使用するとき及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を運輸大臣に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（資金計画）

第三十九條の十四 日本国有鉄道は、国会の議決を経た予算を実施するため四半期毎に資金計画を定め、運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができる限度を運輸大臣を経て日本国有鉄道に通知するものとする。

3 日本国有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その資金計画を修正しなければならない。

（収入支出等の報告）

第三十九條の十五 日本国有鉄道は、政令の定める形式により、契約その他支出の原因となる行爲により負担した債務の金額並びに収入し及び支出した金額を、毎

月運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

（決　算）

第四十條 日本国有鉄道は、事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本国有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十條の二 日本国有鉄道は、予算の区分に従い毎事業年度の決算報告書を作成し、これに当該年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

第四十條の三 内閣は、前條第二項の規定により日本国有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た日本国有鉄道の決算報告書に前條第一項に規定する添附書類を附して、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

（利益の処分）

第四十一條 日本国有鉄道は、経営上利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した損失があるときは、この利益を繰越損失の補てんに充てなければならない。

2　日本国有鉄道は、前項の規定により利益を繰越損失の補てんに充てなお残額があるときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

（交付金）

第四十一條の二　政府は、日本国有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

（業務に係る現金の取扱）

第四十二條　日本国有鉄道は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

2　政府は、前項の規定により国庫に預託された預託金

については、大蔵大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

（借入金及び鉄道債券）

第四十二條の二　日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、鉄道債券を発行することができる。

2　前項の規定による長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資本不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4　前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（政府からの貸付等）

第四十二條の三　政府は、日本国有鉄道に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は鉄道債券の引受をすることができる。

（国庫余裕金の一時使用）

第四十二條の四　政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて当該事業年度内に限り、国庫余裕金を日本国有鉄道に一時使用させることができる。

2　前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めることろにより相当の利子を附するものとする。

（償還計画）

第四十二條の五　日本国有鉄道は、毎事業年度、長期借入金及び鉄道債券の償還計画をたてて、運輸大臣の承認を受けなければならない。

日本国有鉄道法　第四章　会計

（会計規程）

第四十三條　日本国有鉄道は、その会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程は、公共企業体としての日本国有鉄道の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3　日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4　日本国有鉄道は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與準則）

第四十四條　日本国有鉄道は、その役員及び職員に対し

て支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

（大藏大臣に対する報告等）

第四十五條　大藏大臣は、日本国有鉄道の予算の実施に関し必要があると認めるときは、收支に関する報告を徴し、予算の実施狀況について実施監査を行うことができる。

（財産処分の制限）

第四十六條　日本国有鉄道は、法律に定める場合の外、営業線及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

（大藏大臣との協議）

第四十七條　運輸大臣は、第三十九條の十一、第四十條第一項及び第四十二條の五に規定する承認並びに第四十二條の二第一項、同條第三項但書及び第四十三條第三項に規定する認可については、大藏大臣と協議してこれをしなければならない。

（会計職員）

第四十八條　総裁、副総裁は理事（以下「総裁等」という。）により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁等により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に関し、総裁等により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に関し、総裁等により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に関し、それぞれ総裁等を代理する。

第四十八條の二　総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が、善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失き損し、日本国有鉄道に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2　前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免かるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3　前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

（契　約）

第四十九條　日本国有鉄道が賣買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して一般競爭入札の方法に準じ申込をさせ、その最低又は最高の價格による申込者又は申込者との價格その他の條件についての公正な協議を経て定めた者とこれをしなければならない。但し、緊急な必要のある場合、一般競爭入札の方法に準じてすることが不利である場合又は政令の定める場合においては、この限りでない。

（会計検査）

第五十條　日本国有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

（運賃の設定及び変更）

第五十一條　日本国有鉄道における運賃の設定及び変更に関しては、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條及び財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の規定を準用する。

（監督者）

第五十二條　日本国有鉄道は、運輸大臣が監督する。

（監督事項）

第五十三條　左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

一　鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二　日本国有鉄道に関連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三　営業線の休止及び廃止

（監督上の命令及び報告）

第五十四條　運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

2　運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し報告をさせることができる。

第六章　罰　則

（罰　則）

第五十五條　総裁、副総裁又は総裁の職務を行い若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に応じて、十万円以下の罰金に処する。

一　この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるべき場合に受けなかつたとき。

二　第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

四　前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。

五　前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章　雑　則

（恩　給）

第五十六條　この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員たる者が、引き続いて日本国有鉄道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の規定を準用する。

2　前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、日本国有鉄道を行政庁とみなす。

3　第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の国有鉄道事業特別会計（旧帝国鉄道会計を含む。）において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支拂に充てるべき金額については、日本国有鉄道が国有鉄道事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

4　第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本国有鉄道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本国有鉄道に納付すべきものとする。

（共済組合）

第五十七條　日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用されるもので、国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において、同法中「各省官庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省官庁の長」とあるのは「日本国有鉄道総裁」と、第六十九條

（第一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「国庫」とあるのは「日本国有鉄道」と、第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「日本国有鉄道を代表する者」と読み替えるものとする。

2　国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第百十八号）による改正前の国家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本国有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條　国庫は、日本国有鉄道に設けられた共済組合に対し、国家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六條の二及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用されるものとみなす。

（災害保償）

第六十條　日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用される者で、国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員災害補償法（昭和　　年法律第　　号）の規定を準用する。この場合において、「国」（第四十二條中「国、市町村長」の国を除く。）とあるのは「日本国有鉄道」と、「会計」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替えるものとする。

2　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、日本国有鉄道の事業は、国の直営事業とみなす。

3　第一項の規定により補償に要する費用は、日本国有鉄道が負担する。

（失業保険）

第六十一條　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七條の規定の適用については、日本国有鉄道の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第六十二條　国庫は、日本国有鉄道がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定して金額を負担する。

（他の法令の適用）

第六十三條　道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）電気事業法（昭和六年法律第六十一号）、土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）その他の法令（国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）及び財政法、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）等国の会計を規律することを目的とする法令を除く。）の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本国有鉄道を国と、日本国有鉄道総裁を主務大臣とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

（財産の承継）

2　国有鉄道事業特別会計の資産は、この法律施行の日に、日本国有鉄道に引き継ぐものとする。

（日本国有鉄道設立の手続その他）

3　日本国有鉄道設立の手続、財産及び従業員の政府から日本国有鉄道への引継の手続その他この法律施行の

ために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

附　則（昭二四・一二・一四法二六二）

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十九條から第三十九條の五まで及び第三十九條の八の規定は、昭和二十五年度以降の予算について、改正後の第四十條から第四十條の三までの規定は、昭和二十五年度以降の決算について、改正後の第四十九條の規定は、公布の日から、それぞれ適用する。

（昭和二十四年度の決算等）

2　日本国有鉄道の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、なお従前の例による。

（昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失の取扱）

3　昭和二十四年度の国有鉄道事業特別会計の損失で、国有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第十一号）附則第九項の規定により調整勘定として資産項目に計上された金額は、改正後の第四十一條の適用については、同條の繰越損失とみなす。

附　則（昭二五・三・三一法七九）（抜すい）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附　則（昭二五・五・一〇法一六〇）

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

日本国有鉄道組織規程

昭二四・六・一　公示四二

改正　昭二五・一二　公示二八九

目　次

第一章　総　則（第一條）……二七
第二章　本　庁……二七
第一節　内部部局（第二條―第二十三條の三）……二七
第二節　附属機関（第二十四條）……三五
第一款　鉄道技術研究所（第二十五條―第二十七條）……三五
第二款　工事事務所（第二十八條―第三十三條の二）……三六
第三款　操機工事事務所（第三十四條―第三十八條）……三八
第四款　給電管理事務所（第三十九條―第四十一條の三）……三九
第五款　鉱　業　所（第四十二條―第四十六條）……三九
第六款　鉄道機器製作監督事務所（第四十七條―第四十九條）……四一

第三章　地方組織（第五十條）……四一
第一節　鉄道管理局……四一
第一款　本　　局（第五十一條―第五十三條）……四一
第二款　所属機関（第五十四條―第五十九條）……四一
第三款　現業機関（第六十條―第六十一條）……四四
第二節　地方営業事務所（第六十二條―第六十六條）……四五
第三節　地方自動車事務所（第六十七條―第七十三條）……四五
第四節　地方経理事務所（第七十四條―第七十八條）……四七
第五節　地方資材事務所（第七十九條―第八十五條）……四九
附　　則……五一
……五四

第一章　総　　則

（この規程の目的）

第一條　この規程は、日本国有鉄道の業務運営において、責任体制を確立して事業の能率的な経営を行うために必要な組織を定めることを目的とする。

第二章　本　　庁

第一節　内部部局

（内部部局）

第二條　本庁に、総裁室、技師長及び左の七局を置く。

運輸総局、法務局、経理局、営業局、資材局、厚生労働局、自動車局

2　総裁室に、渉外部を置く。

（総裁室理事）

第三條　総裁室に、理事を置くことができる。

2　前項の理事は、総裁の特に命ずる事項を掌理する。

（局　長）

第四條　第二條第一項に掲げる各局に、それぞれ局長を置く。

2　前項の局長は、総裁の命を受け、局務を掌理する。

（技師長及び副技師長）

第五條　技師長は、総裁の命を受け、第十一條に定める事務を掌理する。

2　技師長のもとに、副技師長を置く。

3　副技師長は、技師長を助け、第十一條に定める事務を整理する。

（運輸総局受び運輸支配人）

第六條　運輸総局においては、鉄道事業及びこれに関連する連絡船事業の旅客及び貨物の輸送並びに施設及び車両に関する事務をつかさどる。

2　運輸総局に、運輸総支配人及び左の六局を置く。

職員局、輸送局、車両局、施設局、信号通信局、公安局

3　運輸総支配人は、運輸総局長を助け、運輸総局の事務を掌理する。

4　第二項の各局に、それぞれ局長を置く。

5　前項の各局長は、運輸総局長の命を受け、局務を掌理する。

（次　長）

第七條　第二條第一項の各局（運輸総局を除く。）及び運輸総局の各局に、次長を置くことができる。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

（部　長）

第八條　総裁室渉外部に、部長を置く。

2　部長は、総裁の命を受け、部務を掌理する。

（運輸支配人）

第八條の二　運輸総局に、運輸支配人を置く。

2　運輸支配人は、運輸総支配人の命を受け、所要の地に駐在して関係の鉄道管理局長、工事事務所長、操機工事事務所長及び給電管理事務所長の業務に関して運輸総支配人を助ける。

3　運輸支配人の駐在地その他必要な事項は、別に定める。

（営業支配人）

第八條の三　営業局に、営業支配人を置く。

2　営業支配人は、営業局長の命を受け、所要の地に駐在して関係地方営業事務所長の業務に国して営業局長を助ける。

3　営業支配人の駐在地その他必要な事項は、別に定める。

（総裁室の事務）

第九條　総裁室においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　監理委員会の庶務に関すること。

三　役職員の任免、賞罰及び服務規律その他人事に関すること。

四　各部局の事務の総合調整に関すること。

五　各部局及び機関の組織及び權限に関すること。

六　公印を制定し、及び管守すること。

七　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

八　規程類を編集し、及び配付すること。

九　鉄道乗車証に関すること。

十　報道事務を総括すること。

十一　連合国軍の鉄道輸送並びにこれに必要な施設及び物品に関する調達要求を処理すること。

十二　義務一般に関する渉外事務を処理すること。

十三　外国交通の研究及び調査に関すること。

十四　前各号に掲げるものゝ外、他の所掌に属さない事務に関すること。

2　渉外部においては、前項第十一号から十三号までの事務をつかさどる。

（法務局の事務）

第十條　法務局においては、左の事務をつかさどる。

一　法令を調査すること。

二　訴訟、損害賠償及び慰藉金に関すること。

三　登記に関すること。

（技師長の事務）

第十一條　技師長は、左の事務をつかさどる。

一　新線建設、大改良、鉄道電化、電源開発等の基本的な調査（新線建設にかかる経済調査を除く。）及び計画の審査に関すること。

二　重要な工事の審査及び監査に関すること。

三　前各号に掲げるものゝ外、技術的事項に関し、総裁の特に命ずること。

（経理局の事務）

第十二條　経理局においては、左の事務をつかさどる。

一　日本国有鉄道の事業に関する資金計画の設定に関すること。

二　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

三　財産事務の総括並びに投資資産の取得及び管理に関すること。

四　原價計算に関すること。

五　国鉄共済組合所属の財産の管理及び現金の出納に関すること。

六　日本国有鉄道と他の運輸機関との連絡運輸の清算事務に関すること。

七　統計及び調査に関すること。

（営業局の事務）

第十三條　営業局においては、左の事務をつかさどる。

一　営業（自動車営業を除く。）の増進及び宣傳に関すること。

二　営業（自動車営業を除く。）に関する調査及び対策の策定に関すること。

三　鉄道事業及びこれに関連する連絡船事業の旅客、荷物及び貨物の運賃、料金及び制度に関すること。

四　鉄道事業及びこれに関する連絡船事業に附帯する事業に関する料金及び取扱に関すること。

五　日本国有鉄道と他の運輸機関との連絡運輸に関する事務（清算事務を除く。）に関すること。

六　営業（自動車営業を除く。）に関する契約に関すること。

（資材局の事務）

第十四條　資材局においては、左の事務をつかさどる。

一　物品の需給に関する基本計画を樹立すること。

二　物品の調達、保管、配給、運用及び処分に関する

こと。

三　採炭施設の建設、改良、保存及び管理に関すること。

四　一般の委託により、陸運に関する機械器具その他の物品の調達に関すること。

（厚生労働局の事務）

第十五條　厚生労働局においては、左の事務をつかさどる。

一　国鉄共済組合に関すること。

二　恩給に関すること。

三　職員の宿舎及び福利厚生に関すること。

四　職員の安全、衛生及び医療に関すること。

五　労働問題の基本的事項に関すること。

（自動車局の事務）

第十五條の二　自動車局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉄道事業に関連する自動車運送事業の旅客、荷物及び貨物の輸送、運賃、料金及び取扱に関すること。

二　前号に掲げる事業に附帯する事業の運営に関すること。

三　前二号に掲げる事業の営業の増進及び宣傳に関すること。

四　第一号及び第二号に掲げる事業の土地の取得及び管理に関すること。

五　第一号及び第二号に掲げる事業の施設の建設、改良、保存及び管理に関すること。

六　自動車の製作、改良、保存及び管理に関すること。

七　自動車の配置及び運用に関すること。

（職員局の事務）

第十六條　職員局においては、左の事務をつかさどる。

一　職員の需給に関する基本計画を樹立すること。
二　職員の定員に関すること。
三　職員の職階及び給與制度に関すること。
四　職員の懲戒、服務及び職制に関すること。
五　職員の労働條件及び労働組合に関すること。
六　職員の考査制度及び養成に関すること。

（輸送局の事務）

第十六條の二　輸送局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉄道事業及びこれに関連する連絡船事業の旅客、荷物及び貨物の輸送に関すること。
二　車両（自動車を除く。）及び船舶並びにこれらの附属品及び海上工作物の運用に関すること。
三　列車の運転及びその保安に関すること。
四　鉄道事業に関連する連絡船の運航に関すること。
五　鉄道事業に関連する連絡船及び海上工作物の調達、改良、保存及び管理に関すること。
六　一般の委託により、鉄道及び軌道に関する輸送の管理に関すること。

（車両局の事務）

第十六條の三　車両局においては、左の事務をつかさどる。

一　車両（自動車を除く。）その他の機械器具の製作、改良、保存及び管理に属すること。
二　機械施設（施設局所管のものを除く。）の建設、改良、保存及び管理に関すること。
三　車両（自動車を除く。）の検査及び修繕に関すること。
四　一般の委託により、陸運に関する車両（自動車を除く。）その他の機械器具等の製作、修繕、保存及び管理に関すること。

（施設局の事務）

第十六條の四　施設局においては、左の事務をつかさどる。

一　線路、建設物、電力施設及び固定機械施設（工場内にあるものを除く。）の建設、改良、保存及び管理に関すること。
二　土地の取得及び管理に関すること。
三　電力の需給、調達及び運用に関すること。
四　電力の発生、輸送及び変成に関すること。
五　一般の委託により、陸運に関する施設（信号通信施設及び機械施設を除く。）の建設、及び管理に関すること。

（信号通信局の事務）

第十六條の五　信号通信局においては、左の事務をつかさどる。

一　信号通信施設の建設、改良、保存及び管理に関すること。
二　電気通信の運用に関すること。
三　一般の委託により、陸運に関する信号通信施設の建設、保存及び管理に関すること。

（公安局の事務）

第十六條の六　公安局においては、左の事務をつかさどる。

一　施設の警備及び旅客公衆の秩序維持に関すること。
二　運輸に係る不正行爲の防止及び荷物事故に関すること。
三　鉄道司法警察に関すること。

（経理局の派出所）

第十六條の七　経理局に、その事務の一部を分掌させるため、派出所を置く。

2　派出所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（派出所長）

第十六條の八　派出所に、派出所長を置く。

2　派出所長は、経理局長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

（義肢研究所）

第十七條　厚生労働局に、附属機関として、義肢研究所を置く。

2　義肢研究所は、傷痍を受けた職員の義肢、補助具及び作業用品の調製、装着及び研究並びに補導に関する事務をつかさどる。

3　一般の委託により、義肢等の調製及び研究をすること。

4　義肢研究所は、東京都に置く。

5　義肢研究所に関して必要な事項は、別に定める。

（義肢研究所長）

第十八條　義肢研究所に、所長を置く。

2　所長は、厚生労働局長の指揮監督を受け、所務を掌理する。

（資材局の附属機関）

第十九條　資材局に、左の附属機関を置く。

被服工場、木材防腐工場、用品試験場

（被服工場）

第二十條　被服工場は、職員の被服類及び靴類並びにこれらの用品製作その他これに関連する事務をつかさどる。

2　被服工場の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
大崎被服工場	東京都
大宮被服工場	大宮市

3　被服工場の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（被服工場長）

第二十一條　被服工場に、工場長を置く。

2　工場長は、資材局長の指揮監督を受け、場務を掌理する。

（木材防腐工場）

第二十二條　木材防腐工場は、木材及び枕木類の防腐その他これに関連する事務をつかさどる。

2　木材防腐工場は、東京都に置く。

3　木材防腐工場に関して必要な事項は、別に定める。

（木材防腐工場長）

第二十三條　木材防腐工場に、工場長を置く。

2　工場長は、資材局長の指揮監督を受け、場務を掌理する。

（用品試験場）

第二十三條の二　用品試験場は、物品の試験をつかさどる。

2　用品試験場は、東京都に置く。

3　用品試験場に関して必要な事項は、別に定める。

（用品試験場長）

第二十三條の三　用品試験場に、場長を置く。

2　場長は、資材局長の指揮監督を受け、場務を掌理する。

第二節　附属機関

（附属機関）

第二十四條　本庁に、左の附属機関を置く。

鉄道技術研究所、工事事務所、操機工事事務所、給電管理事務所、鉱業所、鉄道機器製作監督事務所

第一款　鉄道技術研究所

（所掌事務）

第二十五條　鉄道技術研究所は、左の事務をつかさどる。

一　鉄道その他の陸運に関する技術上の調査及び研究に関すること。

二　一般の委託により、鉄道、軌道その他の陸運に関する技術上の試験及び研究をすること。

（位置及び内部組織）

第二十六條　鉄道技術研究所は、東京都に置く。

2　鉄道技術研究所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（所　長）

第二十七條　鉄道技術研究所に、所長を置く。

2　所長は、総裁の命を受け、所務を掌握する。

名称	位置
日本国有鉄道盛岡工事事務所	岩手縣上閉伊郡遠野町
日本国有鉄道信濃川工事事務所	新潟縣北魚沼郡小千谷町

第二款　工事事務所

（所掌事務）

第二十八條　工事事務所は、左の事務をつかさどる。

一　線路、建設物、電気施設その他の施設の建設及び改良の工事に関して総裁の指定する事務に関すること。

二　一般の委託により、陸運に関する工事を施行すること。

（名称、位置その他）

第二十九條　工事事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

日本国有鉄道東京工事事務所	東京都千代田区
日本国有鉄道新橋工事事務所	東京都港区
日本国有鉄道東京電気工事事務所	東京都豊島区
日本国有鉄道名古屋電気工事事務所	名古屋市
日本国有鉄道岐阜工事事務所	岐阜市
日本国有鉄道大阪工事事務所	大阪市
日本国有鉄道下関工事事務所	下関市

2　工事事務所に関し必要な事項は、別に定める。

（所　長）

第三十條　工事事務所に、所長を置く。

2　所長は、総裁の命を受け、総裁の定める事項については工事施行地を所管する鉄道管理局長の命を受け、所務を掌理する。

（出張所）

第三十一條　東京電気工事事務所の事務を分掌させるため、出張所を置く。

2　出張所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（出張所長）

第三十二條　出張所に、出張所長を置く。

2　出張所長は、東京電気工事事務所長の指揮を受け、所務を掌理する。

（現業機関）

第三十三條　工事事務所の現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（現業機関の長）

第三十三條の二　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、工事事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第三款　操機工事事務所

（所掌事務）

第三十四條　操機工事事務所は、左の事務をつかさどる。

一　高性能機械を使用する土工工事を委託により施行すること。

二　土工工事用機械器具の修繕及び管理に関すること。

（名称、位置その他）

第三十五條　東京都に、日本国有鉄道東京操機工事事務所を置く。

2　操機工事事務所に関し、必要な事項は、別に定める。

（所　長）

第三十六條　操機工事事務所に、所長を置く。

2　所長は、総裁の命を受け、所務を掌理する。

（現業機関）

第三十七條　操機工事事務所の現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称、位置その他必要な事項は、

別に定める。

（現業機関の長）

第三十八條　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、操機工事事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第四款　給電管理事務所

（所掌事務）

第三十九條　給電管理事務所は、左の事務をつかさどる。

一　電気の発生、傳送、変成、配給及び調達に関すること。

二　前項の業務にかかる施設（附帯施設を含む。）の管理、保存、運転及び改良に関すること。

三　一般の委託による電気施設の管理、保存及び運転並びに電気の傳送、変成及び配給に関すること。

（名称、位置その他）

第四十條　東京都に、日本国有鉄道東京給電管理事務所を置く。

2　給電管理事務所に関し必要な事項は、別に定める。

（所　長）

第四十一條　給電管理事務所に、所長を置く。

2　所長は、総裁の命を受け、所務を掌理する。

（現業機関）

第四十一條の二　給電管理事務所の現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（現業機関の長）

第四十一條の三　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、給電管理事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第五款　鉱業所

（所掌事務）

第四十二條　鉱業所は、日本国有鉄道に必要な石炭の生産及びこれに附帶する業務並びにこれらに関する施設の建設、改良、保存及び管理に関する事務をつかさどる。

（名称、位置及び内部組織）

第四十三條　鉱業所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
日本国有鉄道志免鉱業所	福岡縣糟屋郡志免町

2　鉱業所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（所長）

第四十四條　鉱業所に、所長を置く。

2　鉱業所長は、総裁の命を受け、所務を掌理する。

（鉄道病院）

第四十五條　鉱業所に、附属機関として、鉄道病院を置く。

2　鉄道病院は、職員及びその家族の診療、保健指導及び疾病予防並びにこれ等に関する調剤、身体検査その他医療に関する検査及び体力管理に関する医務をつかさどる。

3　鉄道病院は、特に必要な場合においては、旅客公衆の診療を行うことができる。

4　鉄道病院の内部組織その他必要事項は、別に定める。

（鉄道病院長）

第四十六條　鉄道病院に、院長を置く。

2　院長は、鉱業所長の指揮監督を受け、院務を掌理する。

第六款　鉄道機器製作監督事務所

（所掌事務）

第四十七條　鉄道機器製作監督事務所は、日本国有鉄道の注文により生産する車輛、機械器具その他物品の製作監督に関する事務をつかさどる。

（名称、位置、所管区域及び内部組織）

第四十八條　鉄道機器製作監督事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
日本国有鉄道東京鉄道機器製作監督事務所	東京都
日本国有鉄道大阪鉄道機器製作監督事務所	大阪市
日本国有鉄道八幡鉄道機器製作監督事務所	八幡市

2　鉄道機器製作監督事務所の所管区域、内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（所長）

第四十九條　鉄道機器製作監督事務所に、所長を置く。

2　所長は、総裁の命を受け、所務を掌理する。

第三章　地方組織

（地方機関）

第五十條　日本国有鉄道の地方における業務を分掌させるため、鉄道管理局、地方営業事務所、地方自動車事務所、地方経理事務所及び地方資材事務所を置く。

第一節　鉄道管理局

第一款　本局

（名称、位置及び所管区域）

第五十一條　鉄道管理局の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置	名称	位置	名称	位置
釧路鉄道管理局	釧路市	水戸鉄道管理局	水戸市	福知山鉄道管理局	福知山市
旭川鉄道管理局	旭川市	千葉鉄道管理局	千葉市	米子鉄道管理局	米子市
札幌鉄道管理局	札幌市	東京鉄道管理局	東京都	岡山鉄道管理局	岡山市
青函鉄道管理局	函館市	長野鉄道管理局	長野市	四国鉄道管理局	高松市
盛岡鉄道管理局	盛岡市	静岡鉄道管理局	静岡市	廣島鉄道管理局	廣島市
秋田鉄道管理局	秋田市	名古屋鉄道管理局	名古屋市	門司鉄道管理局	門司市
仙台鉄道管理局	仙台市	金沢鉄道管理局	金沢市	大分鉄道管理局	大分市
新潟鉄道管理局	新潟市	大阪鉄道管理局	大阪市北区	熊本鉄道管理局	熊本市
高崎鉄道管理局	高崎市	天王寺鉄道管理局	大阪市阿倍野区	鹿児島鉄道管理局	鹿児島市

2 鉄道管理局の所管区域は、別表第一の通りとする。

（鉄道管理局長）

第五十二條 鉄道管理局に、鉄道管理局長（以下この節において「局長」という。）を置く。

2 局長は、運輸総局長の指揮を受けて、部下職員を統括し、所管の鉄道及び連絡船の健全な運営をはかり、これに要する経費の経済的使用に関し一切の責任を負わなければならない。

3 局長は、左に掲げる業務をつかさどる。

一 鉄道及び連絡船の運輸に関すること。

二 車両、施設その他機械器具の改良、保存及び管理、土地の管理及び鉄道通信に関すること。

三 施設の警備、旅客公衆の秩序維持、運輸にかかる不正行爲の防止及び荷物事故に関すること。

四 連合国軍の鉄道輸送並びにこれに必要な施設及び物品の調達要求その他渉外に関すること。

五 職員の労務、養成、安全衛生、医療及び福利厚生に関すること。

六 所管内に所在する他の地方機関の、施設、通信、職員の医療及び福利厚生等に関すること。

（長、主幹及び主査）

第五十三條 局長が、局長を直接助けさせるために、鉄道管理局に置くことのできる職は、左の通りとする。

輸送長	一人以上
車両長	一人
施設長	一人
信号通信長	一人
厚生職員長	一人
船舶長（青函及び四国の各鉄道管理局に限る。）	一人
船舶輸送長（青函鉄道管理局に限る。）	一人以上
電気長（東京、静岡及び大阪の各鉄道管理局に限る。）	一人
渉外長（札幌、仙台、東京、大阪、廣島及び門司の各鉄道管理局に限る。）	一人

2 局長は、前項に掲げる職の外に、必要に応じて、文書、公安、主計、調度その他の主幹又は主査を置いて局長を直接助けさせることができる。

3　第一項に掲げる各長は、局長の承認を得て、主幹又は主査を置いて、それぞれの業務を分掌させることができる。

4　前各項に定めるものの外、鉄道管理局における事務分掌の基準は、別に定める。

第二款　所属機関

（工　場）

第五十四條　鉄道管理局に、工場を置く。

2　工場の名称、位置、受持区域その他必要な事項は、別に定める。

（工場長）

第五十五條　工場に、工場長を置く。

2　工場長は、局長の指揮を受けて、工場の能率的運営をはかり、経費の経済的使用につとめなければならない。

3　工場長は、車両その他機械器具の製作、改造及び修繕並びにこれらの業務にかかる建物及び電力施設の保存及び管理に関する業務をつかさどる。

（分工場）

第五十六條　工場長の職務の一部を分掌させるため、工場に、分工場を置く。

2　分工場の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（分工場長）

第五十七條　分工場に、分工場長を置く。

2　分工場長は、工場長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

（鉄道病院、鉄道診療所及び鉄道療養所）

第五十八條　鉄道管理局に、鉄道病院、鉄道診療所及び鉄道療養所を置く。

2　鉄道病院、鉄道診療所及び鉄道療養所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（院長及び所長）

第五十九條　鉄道病院に院長を、鉄道診療所及び鉄道療養所にそれぞれ所長を置く。

2　病院長及び診療所長は、それぞれ局長の指揮を受けて、診療、疾病予防その他の医務をつかさどる。

3　療養所長は、局長の指揮を受けて、後療法等温泉療養に適する疾患の療養その他の医務をつかさどる。

第三款　現業機関

（現業機関）

第六十條　鉄道管理局に、その現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称その他必要な事項は、別に定める。

（現業機関の長）

第六十一條　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、局長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第二節　地方営業事務所

（名称、位置及び所管区域）

第六十二條　地方営業事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置	名称	位置
釧路地方営業事務所	釧路市	青森地方営業事務所	青森市
旭川地方営業事務所	旭川市	秋田地方営業事務所	秋田市
札幌地方営業事務所	札幌市	仙台地方営業事務所	仙台市

新潟地方営業事務所	新潟市
長野地方営業事務所	長野市
北関東地方営業事務所	宇都宮市
東京地方営業事務所	東京都
名古屋地方営業事務所	名古屋市
北陸地方営業事務所	金沢市
大阪地方営業事務所	大阪市北区
南近畿地方営業事務所	大阪市阿倍野区
山陰地方営業事務所	米子市
山陽地方営業事務所	廣島市
四国地方営業事務所	高松市
北九州地方営業事務所	福岡市
南九州地方営業事務所	鹿児島市

2　地方営業事務所の所管区域は、別表第二の通りとする。

（地方営業事務所長）

第六十三條　地方営業事務所に、地方営業事務所長（以下この節において「事務所長」という。）を置く。

2　事務所長は、営業局長の指揮を受けて、常に鉄道利用者の利益を尊重して、鉄道営業の改善及び発達を期するとともに関係鉄道管理局長との連絡をはからなければならない。

3　事務所長は、左に掲げる業務をつかさどる。

一　サービス改善の方策及び営業（自動車営業を除く。）の増進に関すること。

二　鉄道及び連絡船並びにその附帯事業に関する運賃、料金等に関すること。

三　他の運輸機関との連絡運輸に関する事務（清算事務を除く。）その他営業（自動車営業を除く。）上契約の締結に関すること。

（主幹及び主査）

第六十四條　事務所長は、主幹又は主査を置いて事務所長の職務を分掌させることができる。

2　前項の事務分掌の基準は、別に定める。

（営業所）

第六十五條　事務所長の職務の一部を分掌させるため、所要の地に営業所を置く。

2　営業所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（営業所主任）

第六十六條　営業所に、営業所主任を置く。

2　営業所主任は、事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第三節　地方自動車事務所

（名称、位置及び所管区域）

第六十七條　地方自動車事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道地方自動車事務所	札幌市
東北地方自動車事務所	仙台市
信越地方自動車事務所	新潟市
関東地方自動車事務所	東京都
中部地方自動車事務所	名古屋市
近畿地方自動車事務所	大阪市
中国地方自動車事務所	廣島市
四国地方自動車事務所	高松市
九州地方自動車事務所	門司市

2　地方自動車事務所の所管区域は、別表第三の通りと

する。

（地方自動車事務所長）

第六十八條　地方自動車事務所に、地方自動車事務所長（以下この節において「事務所長」という。）を置く。

2　事務所長は、自動車局長の指揮を受けて、部下職員を総括し、自動車收入の増加及び自動車経費の節約をはかり、自動車事業の経済的な経營を行わなければならない。

3　事務所長は、左に掲げる業務をつかさどる。

一　自動車運送事業の運輸及び營業並びにこれに附帶する事業に関すること。

二　前号に掲げる事業の土地の取得及び管理並びに施設の改良、保存及び管理に関すること。

三　自動車の改良、保存及び管理に関すること。

四　所属職員の労務、養成、安全衛生及び福利厚生に関すること。但し、他の機関の所掌に属するものを除く。

（主　幹）

第六十九條　事務所長は、主幹を置いて事務所長の職務を分掌させることができる。

2　前項の事務分掌の基準は、別に定める。

（自動車工場）

第七十條　地方自動車事務所に、自動車工場を置く。

2　自動車工場の名称、位置、受持区域その他必要な事項は、別に定める。

（自動車工場長）

第七十一條　自動車工場に、自動車工場長を置く。

2　自動車工場長は、事務所長の指揮を受けて、工場の能率的運營をはかり、経費の経済的使用につとめなければならない。

3　自動車工場長は、自動車及び機械器具の改造及び修繕に関する業務をつかさどる。

（現業機関）

第七十二條　地方自動車事務所に、その現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称その他必要な事項は、別に定める。

（現業機関の長）

第七十三條　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第四節　地方経理事務所

（名称、位置及び担当範囲）

第七十四條　地方経理事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置	名称	位置	名称	位置
釧路地方経理事務所	釧路市	仙台地方経理事務所	仙台市	長野地方経理事務所	長野市
旭川地方経理事務所	旭川市	新潟地方経理事務所	新潟市	静岡地方経理事務所	静岡市
札幌地方経理事務所	札幌市	高崎地方経理事務所	高崎市	名古屋地方経理事務所	名古屋市
函館地方経理事務所	函館市	水戸地方経理事務所	水戸市	金沢地方経理事務所	金沢市
盛岡地方経理事務所	盛岡市	千葉地方経理事務所	千葉市	大阪地方経理事務所	大阪市北区
秋田地方経理事務所	秋田市	東京地方経理事務所	東京都	天王寺地方経理事務所	大阪市阿倍野区

福知山地方経理事務所	福知山市	四國地方経理事務所	高松市	大分地方経理事務所	大分市
米子地方経理事務所	米子市	廣島地方経理事務所	廣島市	熊本地方経理事務所	熊本市
岡山地方経理事務所	岡山市	門司地方経理事務所	門司市	鹿兒島地方経理事務所	鹿兒島市

2　地方経理事務所の担当範囲は、当該地方経理事務所の所在地を所管する鉄道管理局並びに同局所管区域内に所在する本庁附属機関（鉄道技術研究所、信濃川工事事務所、鉱業所及び東京鉄道機器製作所監督事務所を除く。）及び地方機関とする。但し、盛岡地方経理事務所の担当範囲は、次の通りとする。

盛岡地方経理事務所	盛岡鉄道管理局及び青森地方営業事務所並び盛岡鉄道管理局の所管区域内に所在する本庁附属機関及び地方機関

（地方経理事務所長）

第七十五條　地方経理事務所に、地方経理事務所長（以下この節において「事務所長」という。）を置く。

2　事務所長は、経理局長の指揮を受けて、経理に関する会計諸法規にのつとり、その職務を忠実に実行しなければならない。

3　事務所長は、左に掲げる業務をつかさどる。

一　予算決算の管理、財産の経理上の管理並びに会計及び会計事務の監督及び指導に関すること。

二　原價計算に関すること。

三　国鉄共済組合の会計及び共済組合交付金に関すること。

四　運輸收入の審査及び計算、連絡運輸の清算並びに運輸統計に関すること。

（会計長、主幹、主査及び主任監査員）

第七十六條　事務所長は、会計長並びに主幹又は主査及び主任監査員を置いて事務所長の職務を分掌させることができる。

2　前項の事務分掌の基準は、別に定める。

（出納所）

第七十七條　事務所長の職務の一部を分掌させるため、所要の地に出納所を置く。

2　出納所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（出納所主任）

第七十八條　出納所に、出納所主任を置く。

2　出納所主任は、事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

第五節　地方資材事務所

（名称、位置及び担当範囲）

第七十九條　地方資材事務所の名称、位置及び担当範囲は、左の通りとする。

名称	位置	名称	位置	名称	位置
釧路地方資材事務所	釧路市	盛岡地方資材事務所	盛岡市	東京地方資材事務所	東京都
旭川地方資材事務所	旭川市	秋田地方資材事務所	秋田市	長野地方資材事務所	長野市
札幌地方資材事務所	札幌市	仙台地方資材事務所	仙台市	静岡地方資材事務所	静岡市
函館地方資材事務所	函館市	新潟地方資材事務所	新潟市	名古屋地方資材事務所	名古屋市

金沢地方資材事務所	金沢市	岡山地方資材事務所	岡山市
大阪地方資材事務所	大阪市	四国地方資材事務所	高松市
米子地方資材事務所	米子市	廣島地方資材事務所	廣島市
門司地方資材事務所	門司市	志免地方資材事務所	福岡縣糟屋郡志免町
鹿児島地方資材事務所	鹿児島市		

2　地方資材事務所の担当範囲は、当該地方資材事務所の所在地を所管する鉄道管理局並びに同局所管区域内に所在する本庁附属機関及び地方機関とする。但し、盛岡、東京、大阪、門司及び志免の各地方資材事務所の担当範囲は、次の通りとする。

盛岡地方資材事務所	盛岡鉄道管理局及び青森地方営業事務所並びに盛岡鉄道管理局の所管区域内に所在する本庁附属機関及び地方機関
東京地方資材事務所	高崎、水戸、千葉及び東京の各鉄道管理局並びにこれらの局の所管区域内に所在する本庁附属機関及び地方機関
大阪地方資材事務所	大阪、天王寺及び福知山の各鉄道管理局並びにこれらの局の所管区域内に所在する本庁附属機関及び地方機関
門司地方資材事務所	門司、大分及び熊本の各鉄道管理局並びにこれらの局の所管区域内に所在する本庁附属機関（鉱業所を除く。）及び地方機関
志免地方資材事務所	志免鉱業所

（地方資材事務所長）

第八十條　地方資材事務所に、地方資材事務所長（以下この節において「事務所長」という。）を置く。

2　事務所長は、資材局長の指揮を受けて、物品の運用に関する会計諸法規にのつとり、最少の貯蔵をもつて経済的な物品使用に支障を與えないようにしなければならない。

3　事務所長は、物品の検收、保管、配給及び処分並びに資材局長の委任する物品の調達に関する業務をつかさどる。

（現品長、主幹及び主査）

第八十一條　事務所長は、現品長及び主幹又は主査を置いて事務所長の職務を分掌させることができる。

2　前項の事務分掌の基準は、別に定める。

（支　所）

第八十二條　事務所長の職務の一部を分掌させるため、所要の地に、支所を置く。

2　支所の名称、位置その他必要な事項は、別に定める。

（支所長）

第八十三條　支所に、支所長を置く。

2　支所長は、事務所長の指揮を受けて、所在の他の機関との連絡に当る。

（現業機関）

第八十四條　地方資材事務所に、その現業事務を分掌させるため、必要な現業機関を置く。

2　前項の現業機関の名称その他必要な事項は、別に定める。

（現業機関の長）

第八十五條　前條の現業機関に、長を置く。

2　現業機関の長は、事務所長の指揮を受けて、担当事務を処理する。

附　則

この公示は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附　則（昭二五・七・三一公示一五四）　省略

別表第一、第二、第三　省略

鐵道管理局における事務分掌の基準に関する規程

昭二五・七・三一　総裁達四〇二

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第五十三條第四項の規定により、鉄道管理局における事務分掌の基準に関する規程を次のように定める。

鉄道管理局における事務分掌の基準に関する規程

目　次

第一章　総　則（第一條・第二條）……五七
第二章　局長を直接助ける主幹又は主査（第三條―第八條）……五七
第三章　局長を直接助ける長……五八
第一節　輸送長（第九條・第十條）……五八
第二節　車両長（第十一條・第十二條）……六二
第三節　施設長（第十三條・第十四條）……六四
第四節　信号通信長（第十五條・第十六條）……六七

第五節　厚生職員長（第十七條・第十八條）……六八
第六節　船舶長（第十九條・第二十條）……七〇
第七節　船舶輸送長（第二十一條・第二十二條）……七〇
第八節　電気長（第二十三條・第二十四條）……七一
第九節　渉外長（第二十五條・第二十六條）……七二
附　則……七三

第一章　総　則

（目　的）

第一條　鉄道管理局長（以下「局長」という。）が、日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第五十三條の規定により、長、主幹又は主査を置いてその事務を分掌させる場合は、この規程の範囲内においてこれを定めなければならない。

（長、主幹又は主査を置く基準）

第二條　鉄道管理局に、長、主幹又は主査を置く基準は、別表の通りとする。

第二章　局長を直接助ける主幹又は主査

（文書主幹の職務）

第三條　文書主幹は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
二　成案文書の審査に関すること。
三　局長公印及び局印の管守に関すること。
四　事務分掌に関すること。
五　局報及び法規類の編集及び配付に関すること。
六　乗車証の発行に関すること。
七　庁中取締及び防災團に関すること。
八　図書に関すること。
九　官報、新聞及び雑誌の廣告に関すること。
十　印刷場に関すること。
十一　廣報に関すること。
十二　法務主幹及び法務主査の所掌に属すること（法務主幹又は法務主査を置かない局に限る。）
十三　他の長、主幹及び主査の所掌に属さないこと。

（法務主幹及び法務主査の職務）

第四條　法務主幹及び法務主査は、次に掲げる業務をつ

かさどる。

一　損害賠償及び慰藉金に関すること。
二　見舞金及び報労金に関すること。
三　訴訟に関すること。
四　法人の登記に関すること。
五　特許及び実用新案の申請に関すること。

（公安主幹及び公安主査の職務）

第五條　公安主幹及び公安主査は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　営業事故並びに運輸にかかる不正行爲の防止及び処理に関すること。
二　旅客公衆の秩序維持及び施設の警備に関すること。
三　鉄道司法警察に関すること。

（主計主幹の職務）

第六條　主計主幹は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　予算の実施計画の調整に関すること。
二　支出負担行爲の担当役事務の調整に関すること。
三　支拂、徴收及び決算の要求の調整に関すること。
四　その他財務に関すること。

（調度主幹及び調度主査の職務）

第七條　調度主幹及び調度主査は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　調度用品の準備要求に関すること。
二　調度予算の実施計画及び整理に関すること。
三　調度用品の管理に関すること。

（渉外主幹及び渉外主査の職務）

第八條　渉外主幹及び渉外主査は、渉外長の所掌する業務をつかさどる。

第三章　局長を直接助ける長

第一節　輸送長

（輸送長の職務）

第九條　輸送長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　職務の管理に関すること。
二　列車及び動力車乗務員の運用に関すること。
三　輸送計画に関すること。
四　客貨車の運用に関すること。
五　列車の運転に関すること。
六　運転法規の遵守及び運転考査の実施に関すること。
七　列車運転用石炭節約の庶務に関すること。
八　その他輸送の実施に関すること。
九　渉外長の所掌に属すること（渉外長、渉外主幹及び渉外主査を置かない局に限る。）

（輸送長付の主幹及び主査の職務）

第十條　輸送長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹は、次の業務を行う。
　イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。
　ロ　主管業務の予算の実施計画に関すること。
　ハ　列車及び動力車乗務員（電車運転士を除く。）の運用に関すること。
　ニ　輸送用品及び駅務用品の調査及び要求に関すること。
　ホ　輸送成績の調査に関すること。
　ヘ　駅務主幹及び渉外長の所掌に属すること（駅務主幹、渉外長、渉外主幹及び渉外主査を置かない局に限る。）
　ト　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。
二　駅務主幹は、次の業務を行う。
　イ　駅務の管理に関すること。

ロ　旅客、荷物及び貨物の取扱に関する指導に関すること。
ハ　駅の予備員の運用に関すること。
ニ　駅務統計に関すること。
ホ　度衡器の検査に関すること。

三　設備主幹及び設備主査は、次の業務を行う。
イ　輸送施設の基本的調査に関すること。
ロ　輸送施設の計画に関すること。
ハ　輸送施設の使用開始及び廃止に関すること。

四　保安主幹及び保安主査は、次の業務を行う。
イ　運転及び信号の取扱に関すること。
ロ　運転事故の防止及び処理に関すること。
ハ　運転業務の指導に関すること。
ニ　運転考査の統括に関すること。
ホ　鉄道気象通報に関すること。

五　輸送主幹は、次の業務を行う。
イ　旅客及び荷物の輸送計画に関すること。
ロ　旅客列車の編成に関すること。
ハ　列車の運行及び運転整理に関すること。
ニ　列車の運転速度に関すること。
ホ　客車（気動車を含む。）及びその附属品の運用に関すること。
ヘ　客車の清掃及び給水に関すること。
ト　他の運輸機関との客車の直通運転に関すること。
チ　列車運転用石炭節約の庶務に関すること。
リ　設備主幹、設備主査、配車主幹及び電車輸送主幹の所掌に属すること（設備主幹、設備主査、配車主幹又は電車輸送主幹を置かない局に限る。）、旅客輸送主幹及び列車主幹を置く局においては、その行う業務は、それぞれ(一)及び(二)に定めるところによる。

(一)　旅客輸送主幹は、次の業務を行う。
イ　旅客及び荷物の輸送計画に関すること。
ロ　客車及びその附属品の運用に関すること。
ハ　客車の清掃及び給水に関すること。
ニ　他の運輸機関との客車の直通運転に関すること。

(二)　列車主幹は、次の業務を行う。
イ　列車の編成及び運転計画に関すること。
ロ　列車の運転整理に関すること。
ハ　列車の運転速度に関すること。
ニ　列車運転用石炭節約の庶務に関すること。

六　配車主幹は、次の業務を行う。
イ　貨物の輸送計画に関すること。
ロ　貨車の輸送計画及び集結輸送に関すること。
ハ　貨車の借入れ、貸渡し及び使用許可に関すること。
ニ　貨車の運用並びに貨車附属品の管理及び運用に関すること。
ホ　鉄道と通運作業との連絡に関すること。
ヘ　かつ大貨物、甲種車両、特殊車両等の輸送上の技術に関すること。
ト　他の運輸機関との貨車の直通運転に関すること。

七　電車輸送主幹は、次の業務を行う。
イ　電車の運転計画及び整理に関すること。
ロ　電車及び電車運転士の運用に関すること。
ハ　電車の運転速度に関すること。

八　船舶主幹は、次の業務を行う。但し、イ及びハからホまでの業務中船舶管理室の所掌に属する事項を除く。
イ　船舶及び海上工作物並びにその属具の改造、保存及び管理に関すること。

ロ　前号に関する諸契約に関すること。
ハ　船舶の配置及び運航に関すること。
ニ　船舶事故の防止及び処理に関すること。
ホ　船舶の輸送施設の調査に関すること。
ヘ　さん橋の管理に関すること。

第二節　車両長

（車両長の職務）

第十一條　車両長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　工場の管理に関すること。
二　車両その他機械施設（施設長所管のものを除く。）の新造、改良、保存及び管理に関すること。
三　機関車、客車及び特殊貨車の配置に関すること。
四　動力車乗務員の技術上の指導に関すること。
五　機関車の水及び油脂に関すること。
六　機関車の給炭に関すること。
七　列車電気装置及び蓄電池機器に関すること。

（車両長付の主幹及び主査の職務）

第十二條　車両長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹及び管理主査は、次の業務を行う。
　イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。
　ロ　主幹業務の予算の実施計画に関すること。
　ハ　工場管理に関すること。
　ニ　賃請作業の調査に関すること。
　ホ　工場及び区の用品の要求及び調整に関すること。
　ヘ　主管業務に関する諸契約に関すること。
　ト　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。
二　設備主幹及び設備主査は、次の業務を行う。
　イ　工場の施設の調査及び計画に関すること。
　ロ　区の施設の調査に関すること。
　ハ　機械施設（施設長所管のものを除く。）の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。
　ニ　機械施設（施設長所管のものを除く。）の保存及び管理に関すること。
　ホ　工作作業の能率増進並びに工作技術の指導及び改善に関すること。
三　機関車主幹及び機関車主査は、次の業務を行う。
　イ　機関車（暖房車を含む。以下同じ。）の新造及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。
　ロ　機関車の検査及び修繕工事の計画及び施行に関すること。
　ハ　機関車の配置、借入れ及び貸渡しに関すること。
　ニ　機関車乗務員の技術上の指導に関すること。
　ホ　機関車の性能に関すること。
　ヘ　機関車の油脂及び水に関すること。
　ト　機関車の給炭に関すること。
　チ　設備主幹及び設備主査の行う業務のうち、機関区に関すること（設備主幹又は設備主査を置かない局に限る。）
四　客貨車主幹及び客貨車主査は、次の業務を行う。
　イ　客貨車（電車及び気動車を含む。以下同じ。）の新造及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。
　ロ　客貨車の検査及び修繕工事の計画及び施行に関すること。
　ハ　客車（電車及び気動車を含む。）及び特殊貨車の配置、借入れ及び貸渡に関すること。
　ニ　客貨車の洗じょう、消毒及び整備に関すること。

ホ　電車及び気動車乗務員の技術上の指導に関すること。
ヘ　客貨車の機器取扱の指導に関すること。
ト　客貨車の油脂に関すること。
チ　列車電気装置及び蓄電池機器の検査、修繕及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。
リ　列車標識の整備及び運用に関すること。
ヌ　設備主幹及び設備主査の行う業務のうち、前号チ以外に関すること（設備主幹又は設備主査を置かない局に限る。）
五　電車主幹は、客貨車主幹及び客貨車主査の分掌事項中イからトまでのうち、電車に関する業務を行う。

第三節　施設長

（施設長の職務）

第十三條　施設長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　線路、建設物及び固定機械施設（工場内にあるものを除く。）の新設、改良、保存及び管理に関すること。
二　土地、建物及び鉄道林の取得、管理及び処分に関すること。
三　電気長の所掌に属すること（電気長を置かない局に限る）。

（施設長付の主幹及び主査の職務）

第十四條　施設長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹及び管理主査は、次の業務を行う。
イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。
ロ　工事の施行方式及び請負に関すること。
ハ　用地主幹及び用地主査の所掌に属すること（用地主幹又は用地主査を置かない局に限る）。
ニ　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。
二　用地主幹及び用地主査は、次の業務を行う。
イ　土地の管理並びに買収、收用及び処理に関すること。
ロ　土地、建物その他財産の得喪に関すること。
ハ、主管業務に関する諸契約に関すること。
ニ　土地建物台帳の保存及び整理に関すること。
三　計画主幹及び計画主査は、次の業務を行う。
イ　主管業務の予算の実施計画に関すること。
ロ　主幹工事用品の準備要求に関すること。
ハ　重要撤去品の利用計画に関すること。
四　保線主幹は、次の業務を行う。
イ　線路及び建設物の改良工事（工事、建築及び営繕の各主幹又は主査の所掌に属するものを除く。）の計画、設計及び施行に関すること。
ロ　線路及び建設物（工事、建築及び営繕の各主幹又は主査の所掌に属するものを除く。）の保存及び管理に関すること。
ハ　線路及び建設物の警備及び事故防止に関すること。
ニ　保線用機械器具の配備及び運用計画に関すること。
ホ　材修場の管理に関すること。
ヘ　営林主幹及び営林主査の所掌に属すること（営林主幹又は営林主査を置かない局に限る）。
五　営林主幹及び営林主査は、次の業務を行う。
イ　鉄道林の保存及び管理に関すること。
ロ　鉄道林の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。
六　工事主幹及び工事主査は、次の業務を行う。
イ　線路及び建設物（建物を除く。）の新設工事並

びに線路変更工事の計画、設計及び施行に関すること。

ロ　停車場（建物を除く。）、水陸連絡設備（建物を除く。）、ずい道、橋りよう、護岸その他特殊建設物の改良工事の計画、設計及び施行に関すること。

ハ　停車場建設物（建物を除く。）、水陸連絡設備（建物を除く。）、ずい道、橋りよう、護岸その他特殊建設物の保存及び管理に関すること。

ニ　工事用機械器具の配備及び運用計画に関すること。

七　建築主幹及び建築主査は、次の業務を行う。

イ　停車場、発変電区その他輸送に直接関係のある建物及び工場建物の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。

ロ　特殊構造物の設計に関すること。

ハ　営繕主幹の所掌に属すること（営繕主幹を置かない局に限る）。

八　営繕主幹は、次の業務を行う。

イ　建物の保存及び管理に関すること。

ロ　庁舎、宿舎、病院、教習所その他輸送に直接関係のない建物の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。

九　機械主幹及び機械主査は、次の業務を行う。

イ　固定機械施設（工場内にあるものを除く。）の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。

ロ　固定機械施設（工場内にあるものを除く。）の保存及び管理に関すること。

ハ　保線及び土木工事用機械の新造、改良及び修繕の工事の設計及び施行に関すること。

十　電力主幹は、電気長付電力主幹の所掌に属する業

務を行う。

十一　電灯主幹は、電気長付電灯主幹の所掌に属する業務を行う。

十二　電気主幹及び電気主査は、電力主幹及び電灯主幹の所掌に属する業務を行う。

第四節　信号通信長

（信号通信長の職務）

第十五條　信号通信長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　信号通信施設の新設、改良、保存及び管理に関すること。

二　電気通信の運用に関すること。

（信号通信長付の主幹及び主査の職務）

第十六條　信号通信長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹及び管理主査は、次の業務を行う。

イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。

ロ　主管業務の予算の実施計画に関すること。

ハ　主管工事用品の準備要求に関すること。

ニ　主管業務に関する諸契約に関すること。

ホ　工事の施行方式及び請負に関すること。

ヘ　電修場の管理に関すること（田端及び大阪を除く）。

ト　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。

二　通信主幹及び通信主査は、次の業務を行う。

イ　通信施設の新設及び改良の工事の設計及び施行に関すること。

ロ　通信施設の保存及び管理に関すること。

ハ　通信機器の配備及び運用計画に関すること。

ニ　電波管理に関すること。

ホ　電務主幹及び電務主査の所掌に属すること（電務主幹又は電務主査を置かない局に限る）。

三　電務主幹及び電務主査は、次の業務を行う。

イ　通信の使用及び取扱の指導及び監督に関すること。

ロ　通信のそ、通調整に関すること。

ハ　通信指令及びこれに必要な通信回線の試験に関すること。

ニ　通信設備の要求に関すること。

四　信号主幹及び信号主査は、次の業務を行う。

イ　信号保安施設の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。

ロ　信号保安施設の保存及び管理に関すること。

ハ　信号保安機器の配備及び運用計画に関すること。

第五節　厚生職員長

（厚生職員長の職務）

第十七條　厚生職員長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　人事、労務、養成、安全衛生、医療及び福利厚生に関すること。

二　国鉄共済組合に関すること。

（厚生職員長付の主幹及び主査の職務）

第十八條　厚生職員長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　労働主幹及び労働主査は、次の業務を行う。

イ　労働組合に関すること。

ロ　生計調査に関すること。

ハ　労務管理の監査に関すること。

ニ　労働基準法関係業務の総合調整に関すること。

ホ　苦情処理、調停及び仲裁に関すること。

ヘ　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。

二　人事主幹及び人事主査は、次の業務を行う。

イ　職員の需給に関すること。

ロ　定員の査定及び配置に関すること。

ハ　職員の進退、服務及び賞罰に関すること。

ニ　職員の給與及び勤務に関すること。

ホ　職員の採用、試験、養成及び訓練に関すること。

ヘ　恩給に関すること。

三　厚生主幹及び厚生主査は、次の業務を行う。

イ　失業保険及び災害補償に関すること。

ロ　宿舎、寮、宿泊所等の厚生施設の計画及び運用並びに職員の居住指定に関すること。

ハ　レクリエーションに関すること。

ニ　厚生関係業務の予算の実施計画に関すること。

ホ　国鉄共済組合の運営に関すること。

ヘ　事業主幹の所掌に属すること（事業主幹を置かない局に限る）。

四　事業主幹は、次の業務を行う。

イ　労務用物資（有償のものに限る。）の需給に関すること。

ロ　国鉄共済組合附属事業に関すること。

ハ　職員の援護に関すること。

五　保健主幹及び保健主査は、次の業務を行う。

イ　医療機関、嘱託医及び保健指導所に関すること。

ロ　職員の疾病予防及び労働衛生に関すること。

ハ　職員の安全管理及び傷害事故防止に関すること。

ニ　鉄道衛生及び防疫に関すること。

ホ　傷い者の補導及び義しに関すること。

ヘ　医療用品及び衛生用品の準備要求に関すること。

ト　保健関係業務の予算の実施計画に関すること。

第六節　船舶長

（船舶長の職務）

第十九條　船舶長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　船舶及び海上工作物並びにその属具保存及び管理に関すること。

二　船舶及び海上工作物の検査及び修繕に関すること。

（船舶長付主幹の職務）

第二十條　船舶長が別表の定めるところにより、主幹を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　船体主幹は、次の業務を行う。

イ　船舶関係の予算の実施計画に関すること。

ロ　船舶関係の定員の調整に関すること。

ロ　主管業務に関する諸契約に関すること。

ハ　船体及び海上工作物並びに船舶施設の保存及び管理に関すること。

ニ　船体及び海上工作物並びに船舶施設の検査及び修繕工事の計画、設計及び施行に関すること。

ホ　船舶用品の調査及び要求に関すること。

ヘ　機関主幹の所掌に属さないこと。

ト　機関主幹は、次の業務を行う。

二　船舶機関の保存及び管理に関すること。

イ　船舶機関の検査及び修繕工事の計画、設計及び施行に関すること。

ロ　船舶の燃料、水及び油脂の調査に関すること。

ハ　船舶輸送長

第七節　船舶輸送長

（船舶輸送長の職務）

第二十一條　船舶輸送長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　連絡船の運輸に関すること。

二　船舶内の旅客、荷物及び貨物の取扱に関すること。

三　船舶事故の防止及び処理に関すること。

（船舶輸送長付主幹の職務）

第二十二條　船舶輸送長が別表の定めるところにより、主幹を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　運航主幹は、次の業務を行う。

イ　主幹業務の定員の配置計画に関すること。

ロ　船舶の配置及び運航に関すること。

ハ　船舶及び海上工作物の借入れ及び使用許可に関すること。

ニ　船舶内の旅客荷物及び貨物の取扱に関すること。

ホ　船員の運用に関すること。

ヘ　さん橋の管理に関すること。

ト　海技主幹の所掌に属さないこと。

二　海技主幹は、次の業務を行う。

イ　船舶事故の防止及び処理に関すること。

ロ　運航技術の指導に関すること。

ハ　しゅんせつに関すること。

第八節　電気長

（電気長の職務）

第二十三條　電気長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　電気の発生、傳送、変成、配給及びき電の作業の監督、調査及び指令に関すること。

二　電気施設の新設、改良、保存及び管理に関すること。

三　電気の調達及び需給調整に関すること。

（電気長付の主幹及び主査の職務）

第二十四條　電気長が別表の定めるところにより、主幹又は主査を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹又は主査の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹は、次の業務を行う。

イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。

ロ　主管業務の予算の実施計画に関すること。

ハ　主管工事用品の準備要求に関すること。

ニ　主管業務に関する諸契約に関すること。

ホ　工事の施行方式及び請負に関すること。

ヘ　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。

二　電力主幹は、次の業務を行う。

イ　列車運転用電気の発生、傳送、変成、配給及びき電の作業の監督、調査及び指令に関すること。

ロ　列車運転用電気の発生、傳送、変成、配給及びき電の施設の保存及び管理に関すること。

ハ　前号の施設の新設及び改良の工事の計画、設計及び施行に関すること。

ニ　電修場の管理に関すること（田端及び大阪に限る）。

三　電灯主幹及び電灯主査は、次の業務を行う。

イ　電気調達及び需給調整に関すること。

ロ　電気工作物の検査及び安全に関すること。

ハ　電気施設（列車運転用に関するものを除く。）の保存及び管理に関すること。

ニ　前号の施設の新設及び改良の工事計画、設計及び施行に関すること。

第九節　渉外長

（渉外長の職務）

第二十五條　渉外長は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　連合国軍の鉄道輸送並びにこれに必要な施設及び物品の調達要求に関すること。

二　前号に関する渉外事務に関すること。

（渉外長付主幹の職務）

第二十六條　渉外長が別表の定めるところにより、主幹を置いてその職務を分掌させる場合においては、それぞれの主幹の職務は、次の各号に定めるところによる。

一　管理主幹は、次の業務を行う。

イ　主管業務の定員の配置計画に関すること。

ロ　主管業務の予算の実施計画に関すること。

ハ　連合国軍の調達命令書に基く施設及び物品の調達に関する連絡調整に関すること。

ニ　渉外に関する接遇及びあつせんに関すること。

ホ　渉外に関する翻訳及び通訳並びに報告及び連絡に関すること。

ヘ　他の主幹の所掌に属さないこと。

二　輸送主幹は、次の業務を行う。

イ　連合国軍の旅客及び貨物の輸送に関する連絡調整に関すること。

ロ　連合国軍の旅客及び貨物の輸送に附帯する調達業務に関すること。

ハ　連合国軍の要求に基く輸送関係報告の作成に関すること。

三　駐在の渉外主幹は、所要の地に駐在して渉外長の業務を分掌する。

附　則

1　この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

2　次に掲げる達は廃止する。

鉄道局分課規程（昭和二十五年四月総裁達二百七号）

鉄道局管理部及び工機部分課規程（昭和十七年九月達第四百八十三号）

鉄道局管理部及び鉄道局工機部の課に係を置くの件

（昭和二十一年六月達第三百四十六号）

3　釧路、旭川、札幌及び四国の各鉄道管理局における事務分掌は、当分の間、それぞれの鉄道管理局長が現に定めているところによるものとする。但し、「運輸長」は「輸送長」と、釧路鉄道管理局の「信号通信長」は「信号通信長」と改めるものとする。

鉄道管理局名 ＼ 幹は主又は主査名	文書	法務	公安	主計	調度	渉外	輸送長	駐在輸送長	管理	駅務	設備	保安	輸送	旅客輸送	列車	電車輸送	配車	船舶
青函	○		○	○	△	○	◎	○	○			△	○					
盛岡	○		○	○	△	○	◎	②	○		△	△	○				○	
秋田	○		○	○	△	○	◎	②	○		△	△	○				○	
仙台	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○		○	
新潟	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○	○				○	
高崎	○	△	○	○	△	△	◎	○	○		○	△	○				○	
水戸	○		○	○	△		◎	○	○		△	△	○				○	
千葉	○	△	○	○	△		◎		○		△	△	○					
東京	○	○	○	○	○		◎	⑤	○	○	○	○		○	○	○	○	
長野	○		△	○	△	○	◎	○	○			△	○					
静岡	○	△	○	○	△		◎	②	○	○	○	○	○				○	
名古屋	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○		○	○		○	
金沢	○	△	△	○	△		◎	②	○		△	△	○				○	
大阪	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○	○	○	
天王寺	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○	○				○	
福知山	○		△	○	△		◎		○			△	○					
米子	○	△	△	○	△	△	◎	○	○			△	○					
岡山	○	△	○	○	△		◎	○	○		○	△	○				○	
廣島	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○		○	○
門司	○		○	○	○		◎	③	○	○	○	○		○	○		○	
大分	○		△	○	△	△	◎		○			△	○					
熊本	○	△	△	○	△		◎		○			△	○					
鹿児島	○	△	○	○	△		◎	○	○			△	○					

備考　◎は長、○は主幹、△は主査の設置を示す。

別表

鉄道管理局事務分掌の基準一覧表

鉄道管理局名＼長、主幹又は主査名	文書	法務	公安	主計	調度	渉外	輸送長	駐在輸送長	管理	駅務	設備	保安	輸送	旅客輸送	列車	電車輸送	配車	船舶	車両長	管理	設備	機関車	客貨車	電車	施設長	管理	用地	計画	保線	営林	工事	建築	営繕	機械	電力	電灯	電気	信号通信長	管理	通信	電務	信号	厚生職員長	労働	人事	厚生	事業	保健	船舶長	船体	機関	船舶輸送長	駐在船舶輸送長	運航	海技	電気長	管理	電力	電灯	渉外長	管理	輸送	駐在渉外
青函	○		○	○	△	○	◎	○	○			△	○						◎	△		△	△		◎	△		△	○	△	△	△		○			△	◎	△	○	○	△	◎	○	○	○		△	◎	○	○	◎	○	○	○								
盛岡	○		○	○	△	○	◎	②	○		△	△	○				○		◎	△	△	○	△		◎	○		△	○	△	○	○		△			○	◎	△	○	△	△	◎	○	○	○		△															
秋田	○		○	○	△	○	◎	②	○		△	△	○				○		◎	△	△	○	△		◎	○		△	○	△	○	○		△			○	◎	△	○	△	△	◎	○	○	○		△															
仙台	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○		○		◎	○	○	○	○		◎	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○		◎	○	○	○	○	◎	○	○	○		○												◎	○	○	
新潟	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○	○				○		◎	△	○	○	○		◎	○		○	○	○	○	○		○	○	○		◎	○	○	○	○	◎	○	○	○		○															
高崎	○	△	○	○	△	△	◎	○	○		○	△	○				○		◎	△		○	△		◎	○		△	○		○	○		△			○	◎	○	○	△	△	◎	○	○	○		△															
水戸	○		○	○	△		◎	○	○		△	△	○				○		◎	△		○	△		◎	△		△	○		○	△		△			○	◎	△	△		△	◎	△	○	○		△															
千葉	○	△	○	○	△		◎		○		△	△	○						◎	△	△	○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎		△		△	◎	△	○	○		△															
東京	○	○	○	○	○		◎	⑤	○	○	○	○		○	○	○	○		◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○		○	○	○	○				◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○								◎	○	○	○	◎	○	○	③
長野	○		△	○	△	○	◎	○	○			△	○						◎	△	△	○	○		◎	△		△	○		○	○		△			○	◎	△	△		△	◎	○	○	○		△															
静岡	○	△	○	○	△		◎	②	○	○	○	○	○				○		◎	△	△	○	○		◎	○		△	○		○	○		△				◎	△	○	△	○	◎	○	○	○		△								◎	○	○	△				
名古屋	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○		○	○		○		◎	○	○	○	○		◎	○	△	○	○		○	○	○	○			○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○		○															
金沢	○	△	△	○	△		◎	②	○		△	△	○				○		◎	△	△	○	△		◎	○		△	○		○	○		△			○	◎	△	○	△	△	◎	○	○	○		△															
大阪	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○	○	○		◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○		○	○	○	○				◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○								◎	○	○	○	◎	○	○	○
天王寺	○	○	○	○	○	○	◎	②	○	○	○	○	○				○		◎	△	○	○	○		◎	○		○	○		○	○		○			○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○		△															
福知山	○		△	○	△		◎		○			△	○						◎	△		○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎		△		△	◎	△	△	△		△															
米子	○	△	△	○	△	△	◎	○	○			△	○						◎	△	△	○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎	△	△		△	◎	△	○	○		△															
岡山	○	△	○	○	△		◎	○	○		○	△	○				○		◎	△		○	△		◎	○		△	○		○	○		△			○	◎	△	○	△	○	◎	○	○	○		△															
広島	○	○	○	○	○		◎	②	○	○	○	○		○	○		○	○	◎	○	○	○	○		◎	○	△	○	○		○	○	○	○			○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○		○												◎	○	○	
門司	○		○	○	○		◎	③	○	○	○	○		○	○		○		◎	○	○	○	○		◎	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○												◎	○	○	○
大分	○		△	○	△	△	◎		○			△	○						◎	△		○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎		△		△	◎	△	△	△		△															
熊本	○	△	△	○	△		◎		○			△	○						◎	△		○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎		△		△	◎	△	△	△		△															
鹿児島	○	△	○	○	△		◎	○	○			△	○						◎	△	△	○	△		◎	△		△	○		△	△		△			○	◎		△		△	◎	△	△	△		△															

備考　◎は長、○は主幹、△は主査の設置を示す。

3　鉄道局管理部及び鉄道局工機部の課に係を置くの件
（昭和二十一年六月達第三百四十六号）

釧路、旭川、札幌及び四国の各鉄道管理局における事務分掌は、当分の間、それぞれの鉄道管理局長が現に定めているところによるものとする。但し、「運輸長」は「輸送長」と、釧路鉄道管理局の「信号通信主幹」は「信号通信長」と改めるものとする。

運輸支配人の駐在地等に関する規程

昭二五・七・三一　総裁達三七三

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第八條の二第三項の規定により、運輸支配人の駐在地等に関する規程を次のように定める。

運輸支配人の駐在地等に関する規程

第一條　運輸支配人の駐在地及び関係の鉄道管理局等は、次の通りとする。

駐在地	関係の鉄道管理局等
札幌市	釧路、旭川、札幌及び青函の各鉄道管理局
仙台市	盛岡、秋田及び仙台の各鉄道管理局及び盛岡工事事務所
東京都	新潟、高崎、水戸、千葉及び東京の各鉄道管理局、信濃川、東京、新橋及び東京電気の各工事事務所、東京操機工事事務所並びに東京鉄電管理事務所
名古屋市	長野、静岡、名古屋及び金沢の各鉄道管理局並びに名古屋電気及び岐阜の各工事事務所
大阪市	大阪、天王寺、福知山、米子、岡山及び四国の各鉄道管理局並びに大阪工事事務所
門司市	廣島、門司、大分、熊本及び鹿兒島の各鉄道管理局並びに下関工事事務所

運輸支配人の駐在地等に関する規程

昭二五・七・三一　総裁達三七三

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第八條の二第三項の規定により、運輸支配人の駐在地等に関する規程を次のように定める。

運輸支配人の駐在地等に関する規程

第一條　運輸支配人の駐在地及び関係の鉄道管理局等は、次の通りとする。

駐在地	関係の鉄道管理局等
札幌市	釧路、旭川、札幌及び青函の各鉄道管理局
仙台市	盛岡、秋田及び仙台の各鉄道管理局及び盛岡工事事務所
東京都	新潟、高崎、水戸、千葉及び東京の各鉄道管理局、信濃川、東京、新橋及び東京電気の各工事事務所、東京操機工事事務所並びに東京給電管理事務所
名古屋市	長野、静岡、名古屋及び金沢の各鉄道管理局並びに名古屋電気及び岐阜の各工事事務所
大阪市	大阪、天王寺、福知山、米子、岡山及び四国の各鉄道管理局並びに大阪工事事務所
門司市	廣島、門司、大分、熊本及び鹿兒島の各鉄道管理局並びに下関工事事務所

第二條　運輸支配人は、関係の鉄道管理局長等の行う業務の監査及び調整をする。

第三條　運輸支配人のもとに、運輸副支配人三人以内を置くことができる。

2　運輸副支配人は、運輸支配人の行う職務を助けるものとする。

附　則

この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

運輸総局輸送分室設置規程

昭二五・七・三一　総裁達三八〇

第一條　本庁と鉄道管理局との輸送関係業務の日常の連絡を円滑にするため、所要の地に運輸総局輸送分室（以下「分室」という。）を置き、関係職員を駐在（以下「駐在員」という。）させる。

2　駐在員は、本庁から鉄道管理局に対する輸送命令の傳達及び鉄道管理局から本庁に対する輸送関係報告のとりまとめに関する業務を行う。

第二條　分室の所在地は、左記上欄に掲げる地とし、駐在員はそれぞれの下欄に掲げる鉄道管理局の輸送関係業務について、前條第二項の業務を行う。

所在地	関係鉄道管理局
札幌市	釧路、旭川、札幌及び青函の各鉄道管理局
仙台市	盛岡、秋田及び仙台の各鉄道管理局
東京都	新潟、高崎、水戸、千葉、東京、長野及び静岡の各鉄道管理局
大阪市	名古屋、金沢、大阪、天王寺、福知山、米子、岡山及び四国の各鉄道管理局
門司市	廣島、門司、大分、熊本及び鹿兒島の各鉄道管理局

第三條　各分室における駐在員のうち、一人を主任とする。

2　主任は、担当事務を処理するに当つては、関係運輸支配人の指示を受けるものとする。

附　則

この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

駐在輸送長の執務について

昭二五・一〇・一五　輸管四七七運輸総局長・総裁室文書課長依命通達

輸送長の職務については、鉄道管理局における事務分掌の基準に関する規程（昭和二十五年七月総裁達第四百二号）第九條に定められているが、駐在輸送長の執務方の基準について特に次のように定めたから、これによつて遺憾のないようにされたい。

駐在輸送長の執務について

駐在輸送長の執務については、その駐在箇所及び担当区域とともに鉄道管理局長の定めるところによるのであるが、その基準を示せば次の通りである。

一　地位

1　他の各長と同じく鉄道管理局長の直接の部下として、本局輸送長と一心同体となり主として担当区域内における輸送に関する現場業務の指導監督に任ずる。

2　旧管理部所在地で鉄道管理局の設置されなかつた箇所におかれている司令派出員は、駐在輸送長の直接の部下ではない。但し、その所掌事務に関して必要な指示をすることができる。この場合に関する事項及び担当区域外に大なる影響を及ぼす事項については本局輸送長と協議する。

3　輸送長付各主幹に対しては、本局輸送長と協議の上必要な指示をすることができる。

二　職務内容

1　常に担当区域内を計画的に巡回して、輸送の実施

に関する事項について実状をは握し、輸送関係職員の行う作業を指導監督する。特に左の諸点に関しては、格段の注意をする。

イ　輸送能率の向上と経費の節約が充分行われているか。

ロ　輸送サービスの提供に遺憾の点がないか。

ハ　輸送及び取扱関係の諸規程が確実に励行されているか。

ニ　事故防止に万全が期せられているか。

ホ　諸施設及び車両が輸送の実施から見て、安全、且つ能率的な状態になつているか。

ヘ　人事管理が適正に行われているか。

2　局長に対し前号に関して必要な報告及び進言をする。

3　列車の運転に支障を及ぼす事故、災害等が発生した場合においては、局長から特段の命令があるまでの間その復旧、輸送手配その他の応急処置について統轄の任に当る。

三　執務上注意すべき事項

1　あらかじめ巡回計画を立て、業務量の繁閑等に応じて均等に現場作業の指導を行うこと。

2　行先は必ず本局の一定の箇所に連絡しておくこと。

3　晝間だけでなく夜間における現場作業の指導監督に特に留意すること。

4　現場の監督者であると共に現場の良き理解者となること。

5　現場従事員の考課に特に留意すること。

営業支配人の名称、駐在地等に関する規程

昭二五・七・三一　総裁達三七四

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第八條の三第三項の規定により、営業支配人の名称、駐在地等に関する規程を次のように定める。

営業支配人の名称、駐在地等に関する規程

第一條　営業支配人の名称、駐在地及び関係地方営業事務所は、次の通りとする。

名称	駐在地	関係地方営業事務所
北海道営業支配人	札幌市	釧路、旭川及び札幌の各地方営業事務所
東北営業支配人	仙台市	青森、秋田及び仙台の各地方営業事務所
関東信越営業支配人	東京都	新潟、長野、北関東及び東京の各地方営業事務所
中部営業支配人	名古屋市	名古屋及び北陸の各地方営業事務所
関西営業支配人	大阪市	大阪、南近畿、山陰、山陽及び四国の各地方営業事務所
九州営業支配人	福岡市	北九州及び南九州の各地方営業事務所

第二條　営業支配人は、関係地方営業事務所長を指揮して、営業の増進をはかるものとする。

第三條　営業支配人のもとに、営業副支配人一人以内を置くことができる。

2　営業副支配人は、営業支配人の行う職務を助けるものとする。

附　則

この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

地方営業事務所における事務分掌の基準に関する規程

昭二五・七・三一　総裁達四〇四

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第六十四條第二項の規定により、地方営業事務所における事務分掌の基準に関する規程を次のように定める。

第一條　地方営業事務所における事務分掌の基準に関する規程（総則）

地方営業事務所長（以下「事務所」長という。）が、日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第六十四條第二項の規定により、主幹又は主査を置いてその事務を分掌させる場合は、この規程の範囲内においてこれを定めなければならない。

第二條　地方営業事務所に、主幹又は主査を置く基準は、別表の通りとする。

（企画主幹及び企画主査の職務）

第三條　企画主幹及び企画主査は、次の業務を行う。

一　人事及び文書に関すること。

二　営業の開始、休止及び廃止並びに営業範囲に関すること。

三　営業成績の調査に関すること。

四　運輸にかかる経済調査に関すること。

五　連絡運輸（清算事務を除く。）に関すること。

六　予算の実施計画に関すること。

七　他の主幹及び主査の所掌に属さないこと。

（旅客主幹の職務）

第四條　旅客主幹は、次の業務を行う。

一　旅客及び荷物の運賃及び料金に関すること。

二　旅客及び荷物の取扱制度に関すること。

三　旅客及び荷物の誘致、宣傳及び調査に関すること。

四　観光旅客の接遇に関すること。

五　旅客輸送サービスの改善策に関すること。

六　予約乗車券類の割当及び乗車券類の委託販賣に関すること。

七　停車場、さん橋、列車及び船舶内の営業、廣告及び掲示に関すること。

八　旅客及び荷物の運送に附帯する契約に関すること。

（貨物主幹及び貨物主査の職務）

第五條　貨物主幹及び貨物主査は、次の業務を行う。

一　貨物の運賃及び料金に関すること。

二　貨物の取扱制度に関すること。

三　通運事業の調査に関すること。

四　貨物の誘致、宣傳及び調査に関すること。

五　貨物輸送サービスの改善策に関すること。

六　貨物輸送に附帯する契約に関すること。

附　則

この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

表一覧　地方営業事務所事務分掌の基準

事務所名 ＼ 主幹又は主査名	企画	旅客	貨物
釧路	△	○	△
旭川	△	○	○
札幌	△	○	○
青森	△	○	○
秋田	△	○	△
仙台	△	○	○
新潟	△	○	○
長野	△	○	△
北関東	△	○	○
東京	○	○	○
名古屋	△	○	○
北陸	△	○	○
大阪	○	○	○
南近畿	△	○	○
山陰	△	○	○
山陽	△	○	○
四国	△	○	○
北九州	○	○	○
南九州	△	○	○

備考　○は主幹、△は主査の設置を示す。

地方経理事務所における事務分掌の基準に関する規程

昭二五・一・七・三一　総裁達四〇六

日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第七十六條第二項の規定により、地方経理事務所における事務分掌の基準に関する規程を次のように定める。

地方経理事務所における事務分掌の基準に関する規程

（総　則）

第一條　地方経理事務所長（以下「事務所長」という。）が、日本国有鉄道組織規程（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第四十二号）第七十六條第二項の規定により、長並びに主幹又は主査及び主任監査員又は監査員を置いて、その事務を分掌させる場合はこの規程の範囲内においてこれを定めなければならない。

第二條　地方経理事務所に、長並びに主幹又は主査及び主任監査員又は監査員を置く基準は、別表の通りとする。

（予算課主幹及び予算課主査の職務）

第三條　予算課主幹及び予算課主査は、次の業務を行う。

一　事業予算及び資金予算に関すること。

二　支出負担行爲の認証に関すること。

（会計長の職務）

第四條　会計長は、決算、原價計算及び財産の事務をつかさどり、収入課、支出課及び出納課の事務を総括し、収入及び支拂の命令を行う。

（収入課主幹及び収入課主査の職務）

第五條　収入課主幹及び収入課主査は、次の業務を行う。

一　諸収入の調定、審査及び計算に関すること。

二　徴収の要求及び未収金の督促に関すること。

三　連絡運輸の清算に関すること。

四　収入証票に関すること。

（支出課主幹及び支出課主査の職務）

第六條　支出課主幹及び支出課主査は、次の業務を行う。

一　支出の調定及び所内の支拂の要求に関すること。

二　共済組合（物資部を除く。）の収支の調定、財産の整理及び共済組合交付金の決定に関すること。

（出納課主幹及び出納課主査の職務）

第七條　出納課主幹及び出納課主査は、次の業務を行う。

一　支拂資金の運用に関すること。

二　現金及び有價証券の出納保管に関すること。

三　共済組合所属現金及び有價証券の出納保管に関すること。

（主任監査員及び監査員の職務）

第八條　主任監査員及び監査員は、次の業務を行う。

一　会計事務（駅、区、荷扱所、船舶等における運輸収入事務を含む。）の監査及び指導に関すること。

二　現金及び物品の亡失き損の処分に関すること。

（統計課主幹の職務）

第九條　統計課主幹は、運輸統計、経営統計及び速報統計の作成並びに諸統計の編さん及び指導に関する業務を行う。

附　則

この達は、昭和二十五年八月一日から施行する。

別表　地方経理事務所事務分掌の基準一覧表

事務所名 ＼ 主幹又は主査、長名	予算課	会計長	収入課	支出課	出納課	監査員	統計課
釧路	○	○	△	△	△	△	
旭川	○	○	○	○	○	△	
札幌	○	○	○	○	○	○	○
函館	△	○	△	△	△	△	
盛岡	○	○	△	△	△	△	
秋田	○	○	△	△	△	△	
仙台	○	○	○	○	○	○	○
新潟	○	○	○	○	○	○	○
高崎	○	○	△	△	○	△	
水戸	○	○	△	△	△	△	
千葉	○	○	△	△	△	△	
東京	○	○	○	○	○	○	○
長野	○	○	△	△	△	△	
静岡	○	○	△	△	○	△	
名屋	○	○	○	○	○	○	○
金沢	○	○	△	△	△	△	
大阪	○	○	○	○	○	○	○
天寺	○	○	○	○	○	○	
福山	△	○	△	△	△	△	
米子	○	○	△	△	△	△	
岡山	○	○	△	△	○	△	
四国	○	○	○	○	○	○	○
廣島	○	○	○	○	○	○	○
門司	○	○	○	○	○	○	○
大分	△	○	△	△	△	△	
熊本	△	○	△	△	△	△	
鹿児島	△	○	△	△	△	△	

備考　○は長及び主幹、△は主査の設置を示す。但し、監査員の欄の○は主任監査員、△は監査員の設置を示す。

日本国有鉄道職員及び試用員採用規程

昭二四・六・七　総裁達一八

第一條　日本国有鉄道の職員及び試用員の採用については、この規程の定めるところによる。

第二條　職員は別に定める場合を除く外、試用員のうちから、選考によつて採用する。

第三條　試用員は、試験又は選考により採用する。

第四條　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六條第二項の規定及び次の各号の一に該当するものは、職員及び試用員として採用することができない。但し、第二号本文に該当するもので、特に総裁の承認を経た者は、この限りでない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者。

二　禁こ又は懲役に処せられたもので、満期後三年を経過しない者。但し、過失により処罰せられたものは、この限りでない。

三　日本国有鉄道体力管理規則（昭和二十年三月達第百八十九号）による体力検査及び日本国有鉄道職員採用時適性検査規程（昭和二十三年八月達第四百十五号）による適性検査に合格しない者。

第五條　試用員の試用期間は、採用の日から二箇月以内とする。

2　試用員が、勤務成績その他により職員として採用することを適当と認められない場合は、十四日以内に解職しなければならない。但し、その適否が右期間内に

分明しないときは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十條の規定により処置しなければならない。

3　試用員が職員として採用された場合は、その試用期間を職員としての勤務期間に加算することができる。

第六條　職員に採用するときは、別に定めるところにより、身元保証人を立てさせなければならない。

附　則

この達は、昭和二十四年六月一日から適用する。

鉄道の運転に関係のある従事員の考査その他に関する取扱手続

昭二四・一一・一　一　総裁達四三三

改正　昭二五・五・五　総裁達二四四　同二五・七　同三九九

（適用範囲）

第一條　鉄道の運転に関係のある従事員の考査その他に関しては、この手続の定めるところによる。

（考査員及び考査補助員の配置）

第二條　鉄道管理局に、考査員を置き、考査を担当せしめる。

2　考査事務を処理するため、考査員に考査補助員を配属する。

（被考査従事員の範囲及び考査の期間）

第三條　運転に関係のある従事員の範囲及び考査の期間は、次の通りとする。但し、精神機能検査は十二箇月ごとに一回とする。

一　平均六箇月ごとに施行するもの。

イ　鉄道管理局運転指令の業務を担当する者

ロ　停車場駅長（運転の業務を担当する者）、助役（運転の業務を担当する者）、運転掛、操車掛、信号掛、予備構内手、転てつ手

ハ　機関区

機関士、副機関士、機関助士、副機関助士、電気機関士、副電気機関士、電気機関助士、副電気機関助士

ニ　電車区

電車運転士、副電車運転士、電車運転助士

ホ　車掌区

車掌（客扱、荷扱専務で運転の業務を担当する者を含む。）

二　平均十二箇月ごとに施行するもの。

イ　停車場

助役（指導の業務を担当する者）、連結手、踏切警手、操車掛、信号掛、転てつ手及び連結手の業務の一部又は全部を代行する者

ロ　機関区

助役（運転、指導の業務を担当する者）、信号掛、合図手

ハ　電車区

助役（運転、指導の業務を担当する者）、信号掛、合図手

ニ　車掌区

助役（運転、指導の業務を担当する者）

ホ　保線区

線路分区長、保安分区長、工事士、保安掛、線路工手長、線路工手副長、工事工手長、踏切警手、線路工手（保安施設の保守を担当する者）

ヘ　通信区

信号分区長、電気保安掛、通信分区長（保安施設の保守を担当する者）、信号通信分区長、信号保安掛、通信工手長（保安施設の保守を担当する者）、通信工手副長（保安施設の保守を担当する者）

ト　その他

前記ホ及びヘに指定する職名以外の者でその業務

の一部又は全部を担当する者

排雪列車の雪掻車に乗務する保線係員及びトロリー指揮者

（考査員の行う考査範囲）

第四條　考査員の行う考査の範囲は、次の通りとする。

一　列車又は車両の運転に直接関係のある規程

二　列車又は車両の運転に直接関係のある作業及び機器の取扱方

三　次の精神機能検査表に掲げる範囲の精神機能検査

精神機能検査表

類別	検査実施種目	該当職名
第一類	一般適性検査 第一号 第二号 第三号	駅長（運転の業務を担当する者）、助役（停車場、車掌区、機関区、電車区の運転（指導の業務を担当する者）、運転掛、保安分区長、信号通信分区長、線路分区長、信号分区長、通信分区長（保安施設の保守を担当する者）、工事士、管理部運転指令者
第二類	一般適性検査 第一号 第三号 第四号	信号掛（機関区、電車区）、保安掛、線路工手長、線路工手副長、信号保安掛、電気保安掛、工事工手長、通信工手長（保安施設の保守を担当する者）、トロリー指揮者
第三類	一般適性検査 第一号 第四号 第五号	予備構内手、転てつ手、連結手、踏切警手、信号掛、操車掛、転てつ手及び連結手の業務の一部又は全部を代行する者、合図手、線路工手（保安施設の保守を担当する者）
第四類	一般適性検査 第一号 第三号 第四号 反応速度検査 注意配分検査	機関士、副機関士、機関助士、電気機関士、電気機関助士、副電車運転士、電車運転助士

第五類	一般適性検査 第一号 第三号 第四号	車掌（客扱、荷扱専務車掌で運転の業務を担当する者を含む。）、操車掛、信号掛（停車場）。排雪列車の雪掻車に乗務する保線係員
注意配分検査		

備考

一　一般適性検査を次の五種目に区分する

第一号　一般適性検査

第二号　作業素質検査

第三号　推理検査

第四号　割合検査

第五号　照分検査

第二号　置替検査

二　第二号トの前段の者の類別は本務前條第二号の者と同一の類別とする。

（考査を施行する方法）

第五條　前條による考査は、一定の基準によりこれを行うものとする。

（考査に合格しない者の処置）

第六條　考査を行つて不適当と認めたときは、その者を他の適当な業務に転じなければならない。

前項による不適格の認定は、考査員執務要領に定める手続によるものとする。

（復職）

第七條　考査の結果不適格となり、他の職に転じた者も、次期の考査を受けることができる。

2　前項の考査を受け、これに合格したときは、復職せしめることができる。

（新規採用者又は転職者の考査）

第八條　第三條に指定する職種に新たに採用する者はそのとき、又他の職から転じた者及び教習所卒業者は前に受けた考査の日から通算して所定の月数を経過したとき考査を行うものとする。但し、新たに採用する者に対しては、日本国有鉄道職員採用時適性検査規定（昭和二十三年八月達第四百十五号）による検査をもつて第四條第三号の精神機能検査にかえるものとする。

（身体機能検査の方法）

第九條　第三條に掲げる職名の者に対しては、年一回の身体機能検査を行うものとする。

2　前項による身体機能検査は、日本国有鉄道体力管理規則（昭和二十年三月達第百八十九号）により行う検査をもつて、これにかえるものとする。

前項による不適格者に対しては、第六條、第七條の規定に準じて取扱うものとする。

（身体機能検査により不適確となつた者の処置）

第十條　身体機能検査を行つた医師が現在の職務に適当でないと認めたときは、医師は、その成績を速かに鉄道管理局長に報告しなければならない。

（新規採用者又は転職者の身体検査）

第十一條　第三條に指定する職種に新たに採用する者、他の職から転じた者及び教習所卒業者の身体機能検査については、第八條の規定を準用する。

（考査の記録）

第十二條　考査員は、考査原簿を備え、考査の経過及び第十條による医師からの報告事項を記録しなければならない。

（考査原簿の様式）

第十三條　考査原簿の様式は、別表の通りとする。

別表省略。

乘客掛及警備掛採用規程

昭二一・四・九　達一九五

改正　昭二五・七・　総裁達三六〇　同二五・七　同　三九八

第一條　乘客掛及警備掛ハ本規程ニ依リ之ヲ採用ス但シ本規程ニ定ナキ事項ニ付テハ日本国有鉄道職員及ビ試用員採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十号）ニ依ル

第二條　乘客掛、警備掛ニ採用スル者ハ年齢二十年以上ニシテ警備掛ハ四十五年以下タルヲ要ス

第三條　乘客掛及警備掛ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用ス但シ高等学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラレタル者ハ第一号ノ勤務期間ヲ一年以上ト、第二号ノ勤務期間ヲ二年以上ト爲スコトヲ得

一　三年以上鉄道部内ニ勤務シ乘客掛又ハ警備掛養成ヲ目的トスル講習会ヲ修了シタル者

二　四年以上鉄道部内ニ勤務シ乘客掛又ハ警備掛採用試験ニ合格シタル者

前項第一号ニ掲グル講習会ハ二月トシ内一月ハ実務見習トス

第四條　乘客掛及警備掛採用試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

一　司法警察ニ関スル法規

二　鉄道法規

乘客掛ニ対シテハ　旅客ノ輸送及案内ニ関スル須知事項

警備掛ニ対シテハ　荷物及貨物輸送ニ関スル須知事項

前項ノ試験ハ筆記及口述試験トス

第五條　採用試験ハ鉄道管理局長之ヲ施行ス

附　則

従前ノ職制ニ依ル案内掛又ハ運輸従事員中ノ守衛ノ職ニ在リタルモノニシテ鉄道局長ニ於テ適当ト認メタル者ハ本達施行ノ日ヨリ一年以内ニ限リ本規程ニ拘ラズ乘客掛又ハ警備掛ニ採用スルコトヲ得

従前ノ制度ニ依ル中等学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラレタル者ハ高等学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラレル者ト看做ス

274321

駅構内従事員採用規程

昭二四・一二・六 達四八
改正 昭二五・七・七 総裁達三六〇 同二五・七 同 三九八

第一章 総則

第一條 駅（操車場及び信号場を含む。）の構内作業に従事する従事員（操車掛、信号掛、転轍手、予備構内手及び連結手をいい、以下駅構内従事員という。）は、この規程によつて採用する。但し、この規程に定めのない事項については、日本国有鉄道職員及び試用員採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十八号）による。

第二條 駅構内従事員に採用する者の年齢は、十八才以上とする。但し、操車場（連結手訓練規程で操車場の範囲とする駅を含む。以下同じ。）以外の箇所に勤務する連結手については、十七才以上とする。

第三條 この規程に定める採用試験は、鉄道管理局が施行する。

第二章 従事員

第一節 連結手

第四條 連結手は、相当期間実務見習をした者から採用する。

第五條 前條の規定にかゝわらず操車場に勤務する連結手は、連結手訓練規程によつて訓練を受けた者から採用する。但し、六月以上車両の入換、連結又は解放の業務に従事した者についてはこの限りでない。

第二節 転轍手、予備構内手

第六條 転轍手及び予備構内手は、一年以上連結手（駅手その他の職にあつて車両の入換、連結又は解放に従事した者を含む。以下同じ。）の職にあつて、一月以上実務見習をした者から採用する。

第三節 操車掛、信号掛

第七條 操車掛及び信号掛は、次の各号の一に該当するものから採用する。

一 鉄道管理局職員養成所信号操車科を修了した者

二 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者

三 車掌の職にあつた者

四 転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて二年以上その職にあつた者で、操車、信号掛採用試験に合格した者

五 転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて四年以上その職にあつた者

第八條 操車、信号掛採用試験は、次の各号について、鉄道管理局職員養成所信号操車科修了程度で行う。

一 規程 職務についての規定

二 技術

イ 操車掛

構内設備の概要並びに操車上必要である車両各部の名称及びその作用の概要

ロ 信号掛

信号機、保安装置各部の名称及びその作用並びに構内設備の概要

前項の試験科目は、日本国有鉄道通信教育規程（昭和二十五年二月総裁達第六十五号）に定める講座第一部中これに相当するものを修了した者に対しては、免除することができる。

第九條 操車掛又は信号掛に採用された者は、相当期間

実務見習をしなければならない。

附　則

第十條　この達は、昭和二十四年二月一日から施行する。

第十一條　信号掛、操車掛、制動手、転轍手、予備構内手、連結手採用規定は廃止する。

第十二條　従前の制度による中等学校を卒業した者は、高等学校を卒業した者とみなす。

第十三條　第二條、第三條及び第七條から第九條までの規定は、機関区又は電車区の信号掛を採用する場合に準用する。この場合においては、合図手を予備構内手とみなす。

第十四條　従前の職制による制動手の職にあつた者を操車掛又は信号掛に採用する場合は、制動手の職にあつた期間は、予備構内手の職にあつたものとみなす。

信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ職務ヲ本務員以外ノ係員ヲシテ担当セシムル場合ノ取扱方

昭一六・六・一六　達三六四

第一條　信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ職務ヲ本務員以外ノ係員ヲシテ担当セシムル場合ノ取扱方ニ関シテハ本達ニ依ルベシ

第二條　本達ニ於テ代務者トハ信号掛又ハ操車掛ノ職務ヲ代行スル者、担務者トハ駅長ノ指示ニヨリ信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ職務ヲ担当スル者ヲ謂フ

第三條　駅長ハ信号掛又ハ操車掛ノ欠員、欠勤等ノ場合ニ於テハ代務者ヲシテ其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條　駅長ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ下記職務ニ限リ担務者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

一　信号掛ノ配置ナキ場合　常置信号機ノ取扱

二　操車掛ノ配置ナキ場合　入換手信号ノ中継、機関車ノ附替等ノ簡易ナル操車作業

三　転轍手ノ配置ナキカ又ハ欠員、欠勤等ノ場合　転轍器ノ取扱

〔注〕　信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ配置ナキ場合中ニハ平常作業ノ性質上駅構内ノ一部ニ対シ之等ノ配置ナキ場合ヲ含ム

第五條　代務者ハ、鉄道管理局長ニ於テ転轍手又ハ予備信号掛、操車掛又ハ転轍手ノ職務ヲ本務員以外ノ係員ヲシテ担当セシムル場合ノ取扱方

構内手在職三月以上ニシテ相当期間実務ノ見習ヲ爲シタル者ノ中ヨリ予メ之ヲ指定シ置クベシ但シ鉄道管理局長ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ駅長ヲシテ之ヲ指定セシムルコトヲ得

第六條 担務者ハ駅長ニ於テ年齢十七才勤続九月以上ニシテ相当期間実務ノ見習ヲ爲シタル者ノ中ヨリ予メ之ヲ指定シ置クベシ

第七條 第五條但書又ハ前條ノ規定ニ依リ駅長ニ於テ代務者又ハ担務者ヲ指定シタル場合ハ其ノ職氏名及び資格事項ヲ鉄道管理局長ニ報告スベシ

第八條 鉄道管理局長ハ第五條及び第六條ニ定ムル代務又ハ担務資格者ヲ得ラレザル場合ニ関シ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附　則

本達ハ昭和十六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年二月達第八一号常置信号機及び転轍器ノ取扱並ニ操車掛ノ業務ヲ本務員以外ノ係員ヲシテ担当セシムル場合ノ取扱方ノ件ハ之ヲ廃止ス

車掌区從事員採用規程

昭二三・一〇・二〇　達五四一
改正　昭二五・七　総裁達三六〇　同二五・七　同　三九八

第一章　総　則

第一條 車掌区從事員は、この規程によつてこれを採用する。但し、この規程に定めのない事項については、日本国有鉄道職員及び試用員採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十八号）による。

第二條 この規程に定めた採用試験は、鉄道管理局長がこれを施行する。

第二章　從事員

第一節　車掌見習

第三條 車掌見習は、年齢十八才以上で、次の各の一に該当するものからこれを採用する。

一　鉄道教習所普通部車掌科を修了した者
二　高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者
三　二年以上運輸現業に從事した者
四　二年六月以上鉄道部内に勤務した者

第二節　車　掌

第四條 車掌は、次の各号の一に該当し、車掌採用試験に合格したものからこれを採用する。

一　前條第一号の規定によつて車掌見習を命ぜられ二月以上実務に從事した者
二　前條第二号から第四号までの規定によつて車掌見

習を命ぜられ三ヶ月以上実務に従事した者

第五條 車掌採用試験は、次について鉄道教習所普通部車掌科修了程度でこれを行う。

一　規程　服務規程、運輸及び運転に関する規定

前項の試験は、筆記及び口述試験とする。

第三條第一号の規定によつて車掌見習に採用された者又は日本国有鉄道通信教育規程（昭和二十五年二月総裁達第六十五号）に定める講座第一部中これに相当するものを修了した者は、筆記試験を、又、操車掛又は信号掛の職に在つた者は、筆記試験中運転に関する規定を省略することができる。

附　則

第六條 この達は、昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

第七條 昭和十九年九月達六七六号車掌区従事員採用規程はこれを廃止する。

第八條 従前の制度による中等学校を卒業した者又これと同等以上の学力を有すると認められた者は、高等学校を卒業した者又これと同等以上の学力を有すると認められた者とみなす。

第九條 従前の制度による鉄道教習所中等部若しくは専門部の業務課を卒業した者又は同所専修部車掌科を修了した者は、同所普通部車掌科を修了した者とみなす。

前項の規定に該当するものを車掌に採用する場合においては、第四條第一号に規定する車掌見習の実務に従事した期間は、これを一月以上とすることができる。但し、鉄道教習所専修部車掌科を修了した者は、この限りでない。

第十條 車掌補の職に在つた車掌見習を車掌に採用するについては、第四條第三号の規定を準用し、又、車掌補の職に在つた期間は、これを車掌見習の職に在つたものとみなす。

電信掛採用規程

昭和二二・八・二九　達四五五

改正　昭二五・七　総裁達三六〇　同二五・七　同　三九八

第一條 電信掛は、この規程によつて、これを採用する。但し、この規程に定めのない事項については、日本国有鉄道職員及び試用員採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十八号）による。

第二條 電信掛は、年齢十八才以上で、次の各号の一に該当するものからこれを採用する。

一　鉄道教習所普通部電信科を修了した者

二　電信掛採用試験に合格した者

第三條 電信掛採用試験は、次の各号についてこれを行う。

一　電信技能　一分間八十五字の速度で送受信各三分間行う。

二　法　規　通信法規

第四條 採用試験成績は、一科目百点を満点とし、一科目六十点以上を得た者を合格とする。

電信技能は送信及び受信を各一科目とする。

第五條 電信技能試験は、次の事項について減点し、その得点を定める。

イ　誤字・脱字・冗字	一字ごとに十点
ロ　不正確な書体又は符号	一字ごとに八点
ハ　訂　正	一字ごとに〇・五点
ニ　送信未了	一字ごとに一点
ホ　違　則	一件について二点
ヘ　品　位	全体について十五点以内

第六條　この規程に定めた採用試験は、鉄道管理局長がこれを施行する。

附　則

第七條　電信掛見習及び電信掛採用試験規程は、これを廃止する。

第八條　従前の制度による鉄道教習所専修部電信部電信科を修了した者は、同所普通部電信科の修了者とみなす。

機関区従事員採用規程

昭一八・八・一七　達五六八

改正　昭二五・七　達第三九八

第一章　総　則

第一條　機関区従事員ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ採用ス但シ本規程ニ定ナキ事項ニ付テハ日本国有鉄道職員及ビ試用員採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十八号）ニ依ル

（注）別ニ定ムル場合トハ信号掛ノ採用ニ付テノ規定、駅構内従事員採用規程（昭和二十四年一月達第四十八号附則）及運輸・運転従事員制・服務及び採用特別規程（昭和二十四年八月総裁達第二百八十五号）ヲ謂フ

第二條　削除

第三條　採用試験ハ鉄道管理局長之ヲ施行ス

第二章

第一節　庫内手

第四條　庫内手ハ年齢十七歳以上二十五歳以下ノ者ヨリ之ヲ採用ス

第五條　削除

第六條　機関助士見習ハ年齢十八歳以上ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用ス但シ第二号ニ該当スルモノハ年齢二十五歳以下タルコトヲ要ス

一　機関車関係ノ庫内手ヲ命ゼラレ七月以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部機関助士科ヲ修了シタル者

二　高等学校ノ機械科、電気科若クハ普通科ヲ卒業シタル者又ハ高等学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メラレタル者（以下「高等学校卒業者」ト謂フ

第三節　機関助士

第七條　機関助士ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用ス

一　鉄道教習所普通部機関助士科ヲ修了シ機関助士見習ヲ命ゼラレ三月以上実務ニ従事シタル者

二　高等学校卒業者ニシテ機関助士見習ヲ命ゼラレ五月以上実務ニ従事シタル者

第四節　機関士見習

第八條　機関士見習ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用スル

一　機関助士ヲ命ゼラレ一年十月以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部機関助士科ヲ修了シタル者

二　高等学校卒業者ニシテ機関助士見習ヲ命ゼラレ十月以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部機関士科ヲ修了シタル者

第五節　機関士

第九條　機関士ハ機関士見習トシテ三月以上実務ニ従事シタル者ヨリ之ヲ採用ス

第六節　電気機関助士

第十條　電気機関助士ハ年齢十八歳以上ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用ス但シ第二号ニ該当スルモノハ年齢二十五歳以下タルコトヲ要ス

一　電気機関車関係ノ庫内手ヲ命ゼラレ七月以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部電気機関士科ヲ修了シタル者

二　高等学校卒業者

第七節　電気機関士見習

第十一條　電気機関士見習ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヨリ之ヲ採用ス

一　電気機関助士ヲ命ゼラレ一年十月以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部電気機関士科ヲ修了シタル者

二　高等学校卒業者ニシテ電気機関士見習ヲ命ゼラレ一年以上実務ニ従事シ鉄道教習所普通部電気機関士科ヲ修了シタル者

第八節　電気機関士

第十二條　電気機関士ハ電気機関士見習トシテ三月以上実務ニ従事シタル者ヨリ之ヲ採用ス

第九節　機関車検査掛

第十三條　機関車検査掛ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヨリ之ヲ採用ス

一　鉄道教習所高等部検修科ヲ修了シタル者

二　三年以上機関士（電気機関士ヲ含ム以下同ジ）ノ職ニ在リタルモノニシテ機関車（電気機関車ヲ含ム以下同ジ）運転関係ノ職（庫内手ヲ含ム）ヲ通ジ八年六月以上其ノ職ニ在リタル者

三　高等学校卒業者ニシテ二年以上機関士ノ職ニ在リ機関車運転関係ノ職ヲ通ジ六年六月以上其ノ職ニ在リタル者

四　現ニ機関車関係ノ技工長、工場検査掛又ハ工場ノ作業掛ノ職ニ在ルモノニシテ機関車検修関係ノ職ヲ通ジ高等学校卒業者ハ七年六月以上其ノ他ノモノハ九年六月以上其ノ職ニ在リタル者

五　五年以上機関車関係ノ技工ノ実務ニ従事シタルモノニシテ機関車検修関係ノ職ヲ通ジ高等学校卒業者ハ八年六月以上其ノ他ノモノハ十年六月以上其ノ職ニ在リ機関車検査掛採用試験ニ合格シタル者

機関士ノ職ヲ経テ非現業部門又ハ工場若クハ機関区ニ於ケル機関車ノ運転又ハ検修関係ノ職ニ在リタル者ノ当該業務ニ従事セル期間ハ前項第二号及ビ第三号ニ規定スル機関士ノ在職期間ニ之ヲ通算スルコトヲ得

第十四條　機関車検査掛採用試験ハ左ノ各号ニ付鉄道教習所高等部検修科修了程度ヲ以テ之ヲ行フ

一　法規　服務規程、機関車ノ検修ニ関スル規定

二　技術　機関車ノ構造、作用及手当ニ関スル事項

前項ノ試験科目ハ日本国有鉄道通信教育規程（昭和二十五年二月総裁達第六十五号）ニ定ムル講座第二部中之ニ相当スルモノヲ修了シタル者ニ対シテハ之ヲ免除スルコトヲ得

電車区従事員採用規程

昭二二・四・二五　達二三一

改正　昭二四・一　達四八　同二五・七　総裁達三九八

第一章　総　則

第一條　電車区従業員は、別に定める場合を除くの外この規程によつてこれを採用する。但し、この規程に定めのない事項については鉄道部内雇員採用規程による。

〔注〕別に定める場合とは、信号掛の採用についての規定をいう。（駅構内従事員採用規程附則参照）

第二條　この規程に定めた在職期間が休職、鉄道教習所入所等によつて中断した場合は、その前後はこれを通算することができる。

第三條　この規程に定めた採用試験は、鉄道管理局長がこれを施行する。

第二章　従業員

第一節　車両手

第四條　車両手は、年齢十五年以上二十三年以下の者で、次の各号に該当し、適性検査によつて適格と認められたものからこれを採用する。

一　国民学校高等科を修了した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者。

二　採用試験に合格した者。

第五條　前條第二号の採用試験は、次の科目について国

民学校高等科修了程度でこれを行う。

一　国語　　二　算数

第二節　電車掛

第六條　電車掛は、次の各号の一に該当するものからこれを採用する。

一　電車関係の車両手を命ぜられて五月以上実務に従事し、鉄道教習所専修部電車科を修了した者。

二　国民学校初等科修了を入学資格とする実業学校第三学年（国民学校高等科修了を入学資格とする実業学校第二学年を含む。）の、電気若しくは機械に関する学科を修業した者。（以下実業学校第三学年修業者という。）

三　国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限三年以上（国民学校高等科修了を入学資格とする修業年限二年以上のものを含む。）の、官庁の認可を得て設立した各種学校の、電気若しくは機械に関する学科を卒業した者。（以下各種学校卒業者という。）

四　中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者。（以下中等学校卒業者という。）

五　鉄道教習所中等部運転課、電気科又は機械科を卒業した者。（以下鉄道教習所中等部卒業者という。）

前項第二号から第四号までに該当する者は、年齢二十三年以下で適性検査によつて適格と認められたもの、又、第五号に該当する者は、年齢二十三年以下でなければならない。

第三節　電車運転士見習

第七條　電車運転士見習は、次の各号の一に該当するものからこれを採用する。

一　電車掛を命ぜられて一年六月以上実務に従事し、鉄道教習所専修部電車運転士科を修了した者。

二　実業学校第三学年修業者又は中等学校若しくは各種学校卒業者で、電車掛を命ぜられて六月以上実務に従事し、鉄道教習所専修部電車運転士科を修了した者。

三　鉄道教習所中等部卒業者で、電車掛を命ぜられて八月以上実務に従事した者。

第四節　電車運転士

第八條　電車運転士は年齢二十年以上で、電車運転士見習を命ぜられて六月以上実務に従事した者からこれを採用する。

第五節　電車検査掛

第九條　電車検査掛は、次の各号の一に該当するものからこれを採用する。

一　三年以上電車運転士の職に在つた者。

二　一年六月以上電車運転士の職又は四年六月以上電車掛の職に在つて、鉄道教習所専修部運転高等科を修了した者。

三　六年以上電車掛の職に在つて電車検査掛採用試験に合格した者。

四　実業学校第三学年修業者又は各種学校卒業者で、二年六月以上電車運転士の職に在つた者。

五　実業学校第三学年修業者又は各種学校卒業者で、一年三月以上電車運転士の職又は二年十一月以上電車掛の職に在つて、鉄道教習所専修部運転高等科を修了した者。

六　実業学校第三学年修業者又は各種学校卒業者で、四年二月以上電車掛の職に在つて、電車検査掛採用試験に合格した者。

七　中等学校又は鉄道教習所中等部卒業者で、二年以上電車運転士の職に在つた者。

八　中等学校卒業者で、一年以上電車運転士の職又は二年八月以上電車掛の職に在つて、鉄道教習所専修部運転高等科を修了した者。

九　中等学校卒業者で、三年八月以上電車掛の職に在つて、電車検査掛採用試験に合格した者。

十　鉄道教習所中等部卒業者で、一年以上電車運転士の職又は二年四月以上電車掛の職に在つて、鉄道教習所専修部運転高等科を修了した者。

十一　鉄道教習所中等部卒業者で、三年四月以上電車掛の職に在つて、電車検査掛採用試験に合格した者。

十二　電車関係の技工長又は四年七月以上電車関係の技工の職に在つて、鉄道教習所専修部検修科を修了した者。

十三　電車関係の技工長又は八年以上電車関係の技工の職に在つて、電車検査掛採用試験に合格した者。

電車運転士の職を経て電車の技術関係の職に在つた者の、当該業務に従事した期間は、これを前項の在職期間に通算することができる。

〔注〕電車の技術関係の職とは、本庁、鉄道管理局電車区等に於ける電車の技術関係の職をいう。

第十條　電車検査掛採用試験は、次の各号についてこれを行う。

一　数学

二　法規　服務規程、電車の検査及び修理に関する規程

三　技術　電車の構造、作用及び手当に関する事項

附　則

第十一條　この達は、昭和二十二年三月三十一日からこれを適用する。

第十二條　機関区、電車区従業員採用規程はこれを廃止する。

第十三條　第二條の規定は、兵役のための休務、兵役召集及び鉄道部外徴用によつて在職期間を中断した場合にこれを準用する。

第十四條　電車掛を電車検査掛に採用するについて、電車関係の検車掛又は検車手の職にあつた期間は、これを電車掛の職に在つたものとみなす。

日本国有鉄道組織一覧

（細線は、附属機関及び所属機関を示す。
数字は、設置数を示す。）

（昭和二十五年九月一日現在）

- 監理委員会
- 総裁
  - 副総裁
    - 総裁室
      - 秘書課
      - 文書課
      - 業務運営調査室
      - 鉄道図書室
      - 渉外部
        - 業務課
        - 技術課
    - 技師長
      - 副技師長
    - 運輸総局
      - 運輸総支配人
        - 運輸支配人（6）（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、門司）
          - 運輸副支配人
        - 企画室
      - 運輸総局輸送分室（5）（札幌、仙台、東京、大阪、門司）
    - 法務局
      - 次長
        - 法規課
        - 訟務課
    - 経理局
      - 派出所（2）（信濃川、志免）
      - 主計第一課
      - 主計第二課
      - 会計課
      - 監査課
      - 審査課
      - 統計課
      - 鉄道会計調査室
    - 営業局
      - 次長
        - 企画課
        - 旅客課
        - 貨物課
        - 調査課
        - 営業支配人（6）（北海道、東北、関東、信越、中部、関西、九州）
          - 営業副支配人
        - 木材防腐工場
        - 被服工場（2）（大崎、大宮）
          - 技術課
            - 職場
          - 総務課
        - 用品試験場
    - 資材局
      - 次長
        - 計画課
        - 現品課
        - 機械金属課
        - 車両課
        - 非金属課
        - 用度課
        - 燃料課
    - 厚生労働局
      - 厚生課
      - 事業課
      - 医務課
      - 安全衛生課
      - 労働調査課
      - 労働科学研究室
      - 義肢研究所
    - 自動車局
      - 管理課
      - 営業課
      - 整備課
    - 職員局
      - 労働課
      - 職員課
      - 給與課
      - 養成課
      - 管理課
      - 設備課
      - 列車課
      - 旅客輸送課
      - 配車課
      - 動力調査課
      - 船舶課
      - 保安課
      - 輸送局
        - 次長
    - 車両局
      - 次長
        - 管理課
        - 工場課
        - 機関車検修課
        - 客貨車検修課
        - 車両監査課
        - 動力車設計課
        - 客貨車設計課
        - 車両試験室
    - 施設局
      - 次長
        - 管理課
        - 計画課
        - 用地課
        - 保線課
        - 土木課
        - 停車場課
        - 建築課
        - 特殊設計課
        - 電源課
        - 電化設備課
        - 電機課
        - 機械課
        - 電力試験室
    - 信号通信局
      - 次長
        - 管理課
        - 信号課
        - 電務課
        - 有線課
        - 無線課
        - 信号通信試験室
    - 公安局
      - 公安第一課
      - 公安第二課
- 鉄道管理局（27）
  - 釧路、旭川、札幌、秋田、盛岡、青森、仙台、新潟、富崎、東京、千葉、水戸、長野、金沢、福井、名古屋、大阪、京都、神戸、和歌山、岡山、米子、高知、徳島、高松、大分、福岡、佐賀、熊本、長崎、鹿児島
  - 文書主幹
  - 法務主幹
  - 公安主幹
  - 主計主幹
  - 調査主幹
  - 渉外主幹
  - 船舶主幹
  - 管理課
  - 駅設備課
  - 保線課
  - 輸送長（47）（駐在）
    - 輸送長
      - 列車課
      - 旅客輸送課
      - 電車課
      - 配車課
      - 船舶課
      - 動力調査課
      - 計画課
      - 指令課
      - 運輸課
  - 車両長
    - 管理課
    - 設備課
    - 機関車課
    - 客貨車課
    - 電車課
    - 工場課
    - 動力車設計課
    - 動力車課
    - 車両課
  - 施設長
    - 用地課
    - 計画課
    - 保線課
    - 営業課
    - 建築課
    - 工務課
    - 電化設備課
    - 電源課
    - 電機課
    - 機械課
    - 停車場課
    - 土木課
    - 施設課
  - 信号通信長
    - 管理課
    - 通信課
    - 電務課
    - 労働課
  - 厚生職員長
    - 人事課
    - 厚生課
    - 保安課
    - 総務課
    - 調査課
  - 船舶長（青、四に限る。）
    - 船舶課
    - 海運課
    - 機関課
    - 船舶主幹
  - 船舶輸送長（青に限る。）
  - 電氣長（東、静、大に限る。）
    - 管理課
    - 電力課
    - 電機課
    - 施設課
  - 渉外長（札、仙、東、大、廣門に限る。）
    - 管理課
    - 輸送課
    - 貨物主幹
    - 旅客主幹
    - 企画主幹（東、大阪、北九州に限る。他は主査。）
    - 営業所（67）
    - 地方営業事務所（19）
      - 釧路、旭川、札幌、青森、秋田、仙台、新潟、長野、北関東、東京、名古屋、北陸、大阪、南近畿、山陰、山陽、四国、北九州、南九州
- 運輸総局輸送分室（5）（札幌、仙台、東京、大阪、門司）

監理委員会
総裁
副総裁
自動車局
管理課
営業課
整備課
厚生労働局
厚生課
事業課
医務課
安全衛生課
労働調査課
労働科学研究室
義肢研究所
資材局
次長
計画課
現品課
機械金属課
車両課
非金属課
用度課
燃料課
被服(2)
(大崎、大宮)
工場
総務課
技術課
職場
木材防腐工場
用品試験場
営業局
次長
企画課
旅客課
貨物課
調査課
営業支配人
(6)
(北海道、東北、関東、信越、中部、関西、九州)
営業副支配人
経理局
主計第一課
主計第二課
会計課
監査課
審査課
統計課
鉄道会計調査室
派出所(2)
(信濃川、志免)
法務局
次長
法規課
訟務課
企画室
運輸総局
運輸総支配人
運輸副支配人
車両局
次長
管理課
工場課
機関車検修課
客貨車検修課
車両監査課
動力車設計課
客貨車設計課
車両試験室
保安課
施設局
次長
管理課
計画課
用地課
保線課
土木課
停車場課
建築課
特殊設計課
電源課
電化設備課
電機課
機械課
電力試験室
信号通信局
次長
管理課
信号課
電務課
有線課
無線課
信号通信試験室
公安局
公安第一課
公安第二課
地方経理事務所(27)
釧路、旭川、札幌、函館、盛岡、秋田、仙台、新潟、高崎、千葉、東京、水戸、静岡、名古屋、長野、金沢、福井、大阪、王寺、知山、天王寺、岡山、四国、広島、米子、門司、大分、熊本、鹿児島
会計長
庶務係主任
予算課主幹
収入課主幹
支出課主幹
出納課主幹
決算係主任
原価計算係主任
財産係主任
主任監査員(釧、旭を除く。札、仙、新、東、名、大、天、四、広、門は主任監査員、他は監査員)
統計課主幹(札、仙、新、東、名、大、四、広、門に限る。)
出納所(24)
各地方経理事務所における収入課、支出課、出納課の主幹、主査の設置については鉄道法規類集(一)九二頁を参照のこと。
地方自動車事務所(9)
北海道、東北、信越、関東、中部、近畿、中国、四国、九州
管理主幹
営業主幹
整備主幹
自動車工場(2)
技術主任
庶務主任
技能者養成所
職場
自動車営業所(122)
支所(71)
派出所(122)
派出所(10)
地方営業事務所(19)
釧路、旭川、札幌、青森、秋田、仙台、新潟、長野、北関東、東京、名古屋、北陸、大阪、南近畿、山陰、山陽、四国、北九州、南九州
企画主幹(東京、大阪、北九州に限る。他は主査。)
旅客主幹
貨物主幹(釧路、秋田、長野は主査、他は主幹。)
営業所(67)
鉄道管理局(27)
釧路、旭川、札幌、青森、函館、盛岡、秋田、仙台、新潟、高崎、千葉、東京、水戸、静岡、名古屋、長野、金沢、福井、大阪、王寺、知山、天王寺、岡山、四国、広島、米子、門司、大分、熊本、鹿児島
職員養成所(19)
鉄道教習所(9)
札幌、仙台、新潟、東京、三島、豊川、吹田、広島、小倉
教頭
分(3)
学務課
分(2)
⊙次の組織について鉄道技術研究所、工事事務所、鉄道機器製作監督所、鉄道機器製作所
鉄道
車両長
動力車設計課
工場
電機課
客貨車設計課
機関車設計課
管理課
運転課
指導課
計画課
動力車設計課
船舶
施設長
管理課
用地課
計画課
保線課
営業課
建築課
工事課
電機課
電化設備課
電源課
機械課
電力試験室
停車場課
土木課
施設課
信号通信長
管理課
通信課
電務課
信号課
厚生職員長
労働課
人事課
厚生課
保安課
総務課
調査課
船舶長
機関課
海務課
船舶管理室(廣に限る。)
船舶長
(青、四に限る。)
船舶輸送長
(青に限る。)
運輸課
電気長
(東、静、大に限る。)
電務課
電務管理室
施設長
涉外長
(札、仙、東、大、廣、門に限る。)
輸送課
駐在員
船舶管理室(廣に限る。)

鉄道管理局

（昭和二十五年九月一日現在）

- 運輸総局(5)（札幌、仙台、東京、大阪、門司）
  - 輸送局
    - 次長
      - 保安課
      - 船舶課
      - 動力調査課
      - 配車課
      - 旅客輸送課
      - 列車課
      - 設備課
      - 管理課
  - 職員局
    - 養成課
    - 給與課
    - 職員課
    - 労働課
  - 車両局
    - 次長
      - 車両試験室
      - 客貨車設計課
      - 動力車設計課
      - 車両監査課
      - 客貨車検修課
      - 機関車検修課
      - 工場課
      - 管理課
  - 施設局
    - 次長
      - 電力試験室
      - 機械課
      - 電機課
      - 電化設備課
      - 電源課
      - 特殊設計課
      - 建築課
      - 停車場課
      - 土木課
      - 保線課
      - 用地課
      - 計畫課
      - 管理課
  - 信号通信局
    - 次長
      - 試験室 信号通信
      - 無線課
      - 有線課
      - 電務課
      - 信号課
      - 管理課
  - 公安局
    - 公安第一課
    - 公安第二課
- 鉄道管理局(27)
  - 釧路、旭川、札幌、盛岡、青森、秋田、仙台、高崎、水戸、新潟、千葉、東京、長野、金沢、福井、名古屋、大阪、岡山、福知山、米子、天王寺、四国、岡山、門司、大分、廣島、鹿児島、熊本
  - 管理主幹
  - 駅務主幹
  - 設備主幹
  - 保安主幹
  - 輸送長
    - 管理主幹
    - 列車主幹
    - 電車輸送主幹
    - 旅客輸送主幹
    - 配車主幹
    - 船舶主幹（廣）
    - 動力車運用主幹（札）
    - 計画主幹（旭）
    - 指導主幹（旭）
    - 運転考査員
  - 輸送長(47)（駐在）
  - 輸送長
  - 車両長
    - 管理主幹
    - 設備主幹
    - 機関車主幹
    - 客貨車主幹
    - 電車主幹
    - 工場主幹（旭、札）
    - 動力車運用主幹（札）
    - 動力車主幹（旭）
    - 車両監査員
  - 施設長
    - 管理主幹
    - 用地主幹
    - 計画主幹
    - 保線主幹
    - 営林主幹
    - 工事主幹
    - 建築主幹
    - 営繕主幹
    - 機械主幹
    - 電力主幹
    - 電燈主幹
    - 電氣主幹
    - 土木主幹（釧、旭、札、四）
    - 停車場主幹（札、四）
    - 施設監査員
  - 信号通信長
    - 管理主幹
    - 通信主幹
    - 電務主幹
    - 信号主幹
  - 厚生職員長
    - 労働主幹
    - 人事主幹
    - 厚生主幹
    - 事業主幹
    - 保健主幹
    - 総括主幹（札）
    - 調度主幹（釧、旭、札、四）
  - 船舶長
    - 船体主幹（青）
    - 機関主幹（青）
    - 海務主幹（四）
    - 船務主幹（四）
  - 船舶輸送長（青、四に限る。）
    - 運航主幹
    - 海技主幹
  - 文書主幹
  - 法務主幹
  - 公安主幹
  - 調度主幹
  - 主計主幹
  - 渉外主幹
  - 船舶主幹
  - 印刷場(9)
  - 停車場(121)
    - 駅（四、二六八）
    - 操車場（九）
    - 構内（二）
    - 信号場（二九）
  - 車掌区
  - 船員(3)
  - 連絡船(37)
  - さん橋(20)
  - 機関区(184)
  - 電車区(23)
  - 検車区(82)
  - 車電区(49)
  - 客貨車区(15)
  - 客車区(1)
  - 貨車区(2)
  - 保線区(22)
  - 建築区(46)
  - 電力区(72)
  - 発電区(1)
  - 変電区(95)
  - 材修場(9)
  - 線路試験区(1)
  - 信号通信区(10)
  - 電修場(11)
  - 信号区(1)
  - 通信区(56)
  - 電務区(51)
  - 無線区(5)
  - 鉄道公安室(73)
  - 工事区(43)

鉄道法規類集（第一集）附錄
中央書院発行
鉄道管理局
長
次長
管理課
計畫課
用地課
保線課
土木課
停車場課
建築課
特殊設計課
電源課
電化設備課
電機課
機械課
電力試驗室
施設局
次長
管理課
信号課
電務課
有線課
無線課
信号通信試驗室
信号通信局
次長
公安第一課
公安第二課
公安局
動力車設計課
客貨車設計課
車兩試驗室
車兩長
管理課
動力車設計課
動力車運用主幹（札）
工場主幹（旭、札）
車兩監査員
電車主幹
機関車主幹
客貨車主幹
鉄道管理局（釧路、旭川、札幌、秋田、高崎、東京、古河、新潟、千葉、名古屋、大阪、和歌山、長野、金沢、福井、仙台、青森、盛岡、函館、大分、四国、熊本、鹿児島、門司、岡山、廣島、米子、天王寺、知山、福岡、長崎、水戸、釧路）
施設長
管理主幹
用地主幹
計画主幹
保線主幹
營林主幹
工事主幹
建築主幹
營繕主幹
電氣主幹
電燈主幹
電力主幹
機械主幹
土木主幹（釧、旭、札、四）
停車場主幹（札、四）
施設監査員
信号通信長
管理主幹
通信主幹
信号主幹
電務主幹
厚生職員長
管理主幹
人事主幹
勞働主幹
事業主幹
厚生主幹
保健主幹
総括主幹（札）
調度主幹（釧、旭、札、四）
船舶長
船体主幹（青）
機関主幹（青）
海務主幹（四）
船務主幹（四）
船舶輸送長
運航主幹
海技主幹
電氣長
管理主幹
電力主幹
電燈主幹
施設監査員
涉外長
管理主幹
輸送主幹
駐在涉外主幹
船舶管理室（廣に限る。）
職員養成所
鉄道教習所（札幌、仙台、新潟、東京、三島、豊川、吹田、廣島、小倉）
教頭
分教所
学務主事室
生徒課
教務課
経理課
厚生課
総務課
分所
鉄道公安室
無線区
電務区
通信区
信号区
信号通信区
電修場
線路試驗区
材修場
變電区
発電区
電力区
建築区
保線区
貨車区
工事区
鉄道管理局における、長、主幹、主査等の設置については、鉄道法規類集（一）七十四頁の次の折込を参照のこと。
各地方経理事務所における收入課、支出課、出納課の主幹、主査の設置については鉄道法規類集（一）九二頁を参照のこと。
⊙次の組織については省略
鉄道技術研究所、工事事務所、操機工事事務所、給電管理事務所、鉱業所、鉄道機器製作監督事務所、地方資材事務所、工場、鉄道病院等
主幹（東京、大阪、北九州に限る。他は主査。）
主幹（釧路、秋田、長野は主査、他は主幹。）
自動車營業所(67)
自動車營業所(122)
支所(71)
派出所(10)
派出所(122)
自動車工場(2)
技術主任
庶務主任
職場
技能者養成所
庶務係主任
出納所(24)
予算課主幹
收入課主幹
支出課主幹
出納課主幹
決算係主任
原價計算係主任
財産係主任
統計課主幹（札、仙、新、東、名、大、四、廣、門に限る。）
主任監査員（釧、旭を除く。札、仙、新、東、名、大、天、四、廣、門は主任監査員、他は監査員）
計長
車兩試驗室
客貨車設計課
動力車設計課
鉄道
管理局
電氣主幹
工事主幹
營繕主幹
建築主幹
營林主幹
保線主幹
計画主幹
用地主幹
管理主幹
停車場主幹（札、四）
施設監査員
信号主幹
通信主幹
管理主幹
電務主幹
勞働主幹
人事主幹
厚生主幹
事業主幹
保健主幹
調度主幹（釧、旭、札、四）
船舶主幹（青）
海務主幹（四）
船務主幹（四）
運航主幹
海技主幹
管理主幹
電力主幹
電燈主幹
施設監査員
駐在涉外主幹
輸送主幹
管理主幹
教頭
教務課
生徒課
厚生課
総務課
分所
鉄道公安室
無線区
電務区
通信区
信号区
信号通信区
電修場
線路試驗区
材修場
變電区
発電区
電力区
建築区
保線区
貨車区
工事区

法律資料第一輯
28.2.6.
調查立法考察團

昭和二十六年二月二十五日印刷
昭和二十六年二月二十八日發行

編　者　中央書院編集部

發行者　東京都千代田區神田猿樂町二ノ八
竹森喜久

納本

昭和二十六年二月二十五日印刷
昭和二十六年二月二十八日發行

鉄道法規類集（一）
定價 六〇円
送料 一五円

編者 中央書院編集部
發行者 東京都千代田區神田猿樂町二ノ八 竹森喜久
印刷者 東京都台東區上野山下町二 川上貞司
印刷所 東京都台東區上野山下町 鐵道弘濟會印刷所

發行所 東京都神田局区内 神田猿樂町二ノ八 中央書院
電話神田(25)四八六二番
振替東京六三六六二番

ナチュラル

CHUO SHOIN